

新 (表紙)

旧 (表紙)

京都市歴史の風致維持向上計画 (2期)

京都市歴史の風致維持向上計画 (2期)



令和7年3月

京都市

令和6年3月

京都市

新（序章-3）

4 計画策定（変更）経過

本計画の策定（変更）経過は以下の通り。

表序-2 京都市歴史的風致維持向上計画（1期）策定経過

H20.5.23	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の公布
H20.11.4	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行
H21.6.15	第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の開催
H21.7.17～31	パブリックコメントの実施
H21.8.21	第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の開催
H21.11.19	京都市歴史的風致維持向上計画の認定
H22.3.1	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定申請(第1回変更)
H22.11.10	法定協議会「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設置(平成25年度に名称変更)
H23.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第2回変更)
H23.7.26～8.22	京都市歴史的風致維持向上計画の第3回変更内容に係るパブリックコメントの実施
H24.2.14	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第3回変更)
H24.3.30	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第4回変更)
H25.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第5回変更)
H26.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第6回変更)
H27.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第7回変更)
H28.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第8回変更)
H29.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第9回変更)
H30.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第10回変更)
H31.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第11回変更)
R2.3.24	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第12回変更)

表序-3 京都市歴史的風致維持向上計画（2期）策定経過

R1.9.4	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R1.9.10	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定に向けて
R2.1.8	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R2.2.12	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R2.2.18	京都市文化財保護審議会への報告
R2.6.10	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R2.6.15	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R2.10.27～R2.11.25	パブリックコメントの実施
R2.12.21	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R3.1.14	京都市文化財保護審議会地域計画部会からの意見聴取
R3.1.15	京都市美観風致審議会への報告
R3.1.25	京都市文化財保護審議会審議会への報告
R3.3.12	京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)の認定申請
R3.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)の認定
R4.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第1回変更)
R5.3.30	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第2回変更)
R6.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第3回変更)
R7.3.●	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第4回変更)

旧（序章-3）

4 計画策定（変更）経過

本計画の策定（変更）経過は以下の通り。

表序-2 京都市歴史的風致維持向上計画（1期）策定経過

H20.5.23	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の公布
H20.11.4	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行
H21.6.15	第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の開催
H21.7.17～31	パブリックコメントの実施
H21.8.21	第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の開催
H21.11.19	京都市歴史的風致維持向上計画の認定
H22.3.1	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定申請(第1回変更)
H22.11.10	法定協議会「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設置(平成25年度に名称変更)
H23.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第2回変更)
H23.7.26～8.22	京都市歴史的風致維持向上計画の第3回変更内容に係るパブリックコメントの実施
H24.2.14	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第3回変更)
H24.3.30	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第4回変更)
H25.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第5回変更)
H26.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第6回変更)
H27.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第7回変更)
H28.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第8回変更)
H29.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第9回変更)
H30.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第10回変更)
H31.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第11回変更)
R2.3.24	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第12回変更)

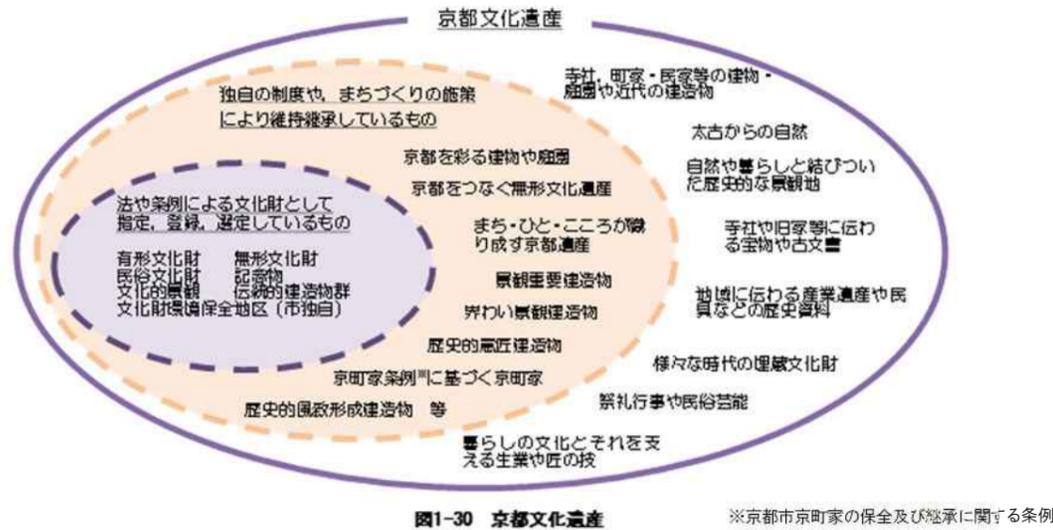
表序-3 京都市歴史的風致維持向上計画（2期）策定経過

R1.9.4	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R1.9.10	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定に向けて
R2.1.8	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R2.2.12	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R2.2.18	京都市文化財保護審議会への報告
R2.6.10	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R2.6.15	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R2.10.27～R2.11.25	パブリックコメントの実施
R2.12.21	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R3.1.14	京都市文化財保護審議会地域計画部会からの意見聴取
R3.1.15	京都市美観風致審議会への報告
R3.1.25	京都市文化財保護審議会審議会への報告
R3.3.12	京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)の認定申請
R3.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)の認定
R4.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第1回変更)
R5.3.30	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第2回変更)
R6.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第3回変更)

4 文化財等の分布状況

京都では、絶えず新しい文化が創造されてきたことから、様々な分野、それぞれの地域に文化財が存在している。京都市内の指定等文化財の総数は、令和4年(2022)12月時点で、3,000件を超える。指定等文化財の主な分布状況については、巻末資料に掲載(美術工芸品等を除く)する。

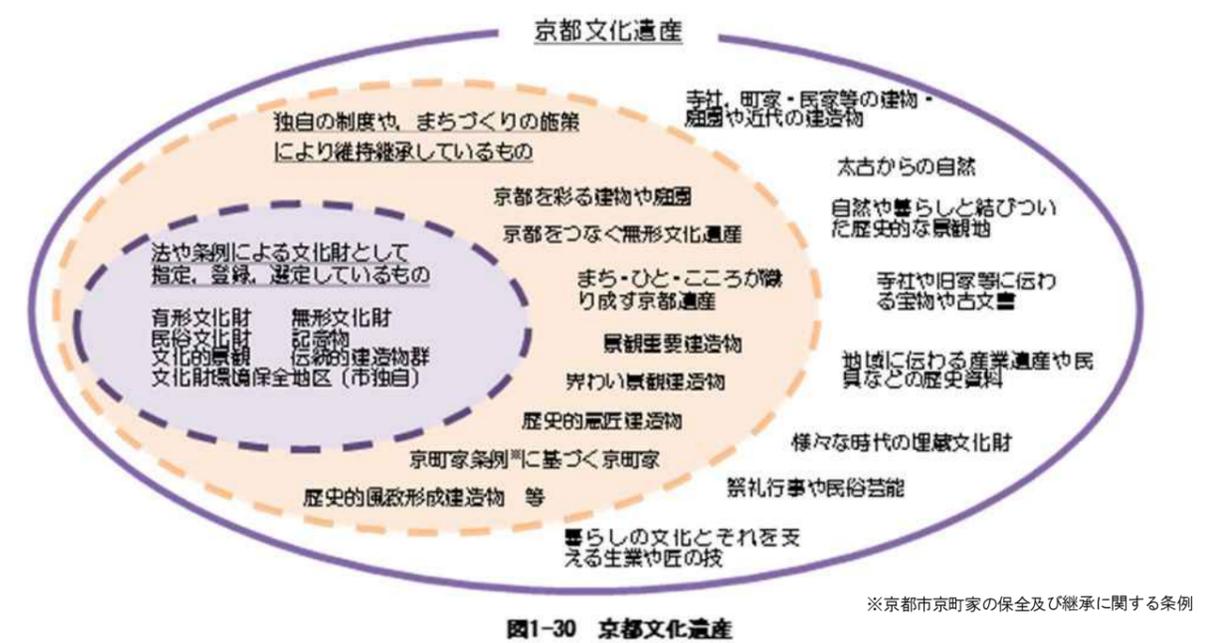
一方、京都市には文化財保護法や文化財保護条例により指定・登録等がされているもののほかにも大切な「文化財」があり、京都市では、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことのできない有形、無形のもの全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図っている。



4 文化財等の分布状況

京都では、絶えず新しい文化が創造されてきたことから、様々な分野、それぞれの地域に文化財が存在している。京都市内の指定等文化財の総数は、令和4年(2022)12月時点で、3,000件を超える。指定等文化財の主な分布状況については、巻末資料に掲載(美術工芸品等を除く)する。

一方、京都市には文化財保護法や文化財保護条例により指定・登録等がされているもののほかにも大切な「文化財」があり、京都市では、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことのできない有形、無形のもの全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図っている。



区分		市指定	市登録	府指定	府登録	国指定等(国宝)	国登録	合計
有形文化財	建造物	79	27	49	8	220(43)	457	840
	美術工芸品	225	38	104	2	1,689(173)	2	2,060
無形文化財	工芸技術			6{9}*1		4{5}*1		10
	芸能			1{2}*1		4		5
	その他			1{1}*1			1	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	9	3	2		4	2	20
	無形の民俗文化財		58	1	2	6		67
記念物	史跡	16	12	3		*258(3)		89
	名勝	33	3	1		*252(12)		89
	天然記念物	24	10	2		7		43
文化的景観						1		1
伝統的建造物群						4		4
文化財環境保全地区			11		1	-	-	12
文化財の保存技術				2		32{29}*1		34
合計		548		185		2,081[2,059] (231)[228]	462	3,276[3,254]

表1-3 京都市内指定等文化財の件数(令和6年7月末現在)([]内に重複を除いた案件数を示す)

※) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は1件
 *1) 無形文化財保持者・選定保存技術団体には重複認定があり、{ }に実人数・実団体数を示す。
 *2) 国の史跡と名勝には重複指定があり、令和6年7月末時点の史跡・名勝の指定案件数は90件である。(国宝は12件)

区分		市指定	市登録	府指定	府登録	国指定等(国宝)	国登録	合計
有形文化財	建造物	79	27	49	8	220(43)	444	827
	美術工芸品	222	38	103	2	1,688(173)	2	2,055
無形文化財	工芸技術			6{9}*1		5{6}*1		11
	芸能			1{2}*1		4		5
	その他			1{1}*1			1	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	9	3	2		4	2	20
	無形の民俗文化財		58	1	2	6		67
記念物	史跡	16	12	3		*258(3)		89
	名勝	33	3	1		*252(12)		89
	天然記念物	25	10	2		7		44
文化的景観						1		1
伝統的建造物群						4		4
文化財環境保全地区			11		1	-	-	12
文化財の保存技術				2		31{29}*1		33
合計		546		184		2,080[2,059] (231)[228]	449	3,259[3,238]

表1-3 京都市内指定等文化財の件数(令和5年12月末現在)([]内に重複を除いた案件数を示す)

※) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は1件
 *1) 無形文化財保持者・選定保存技術団体には重複認定があり、{ }に実人数・実団体数を示す。
 *2) 国の史跡と名勝には重複指定があり、令和5年12月末時点の史跡・名称の指定案件数は90件である。(国宝は12件)



図 2-2-12 祇園祭巡行ルート



図 2-2-12 祇園祭巡行ルート

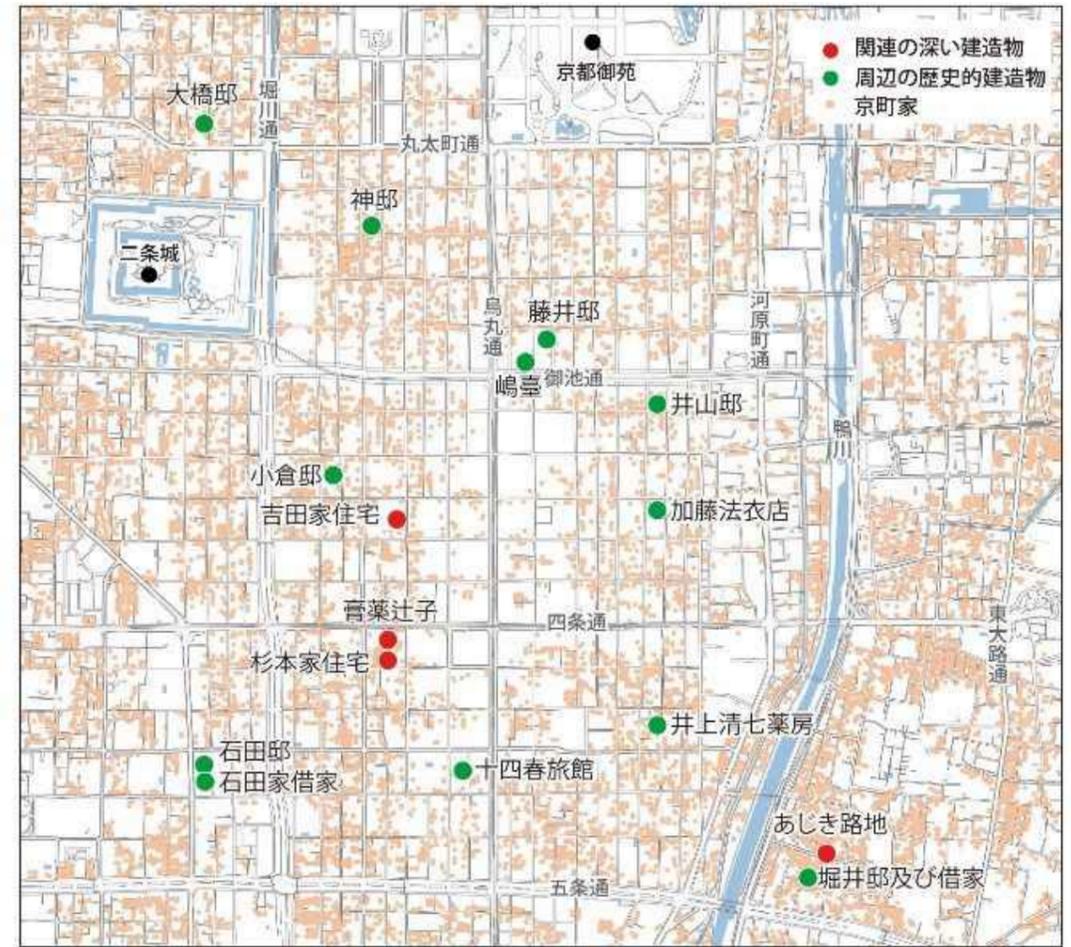


図 2-2-24 本項で紹介した京町家と路地

図 2-2-24 本項で紹介した京町家と路地

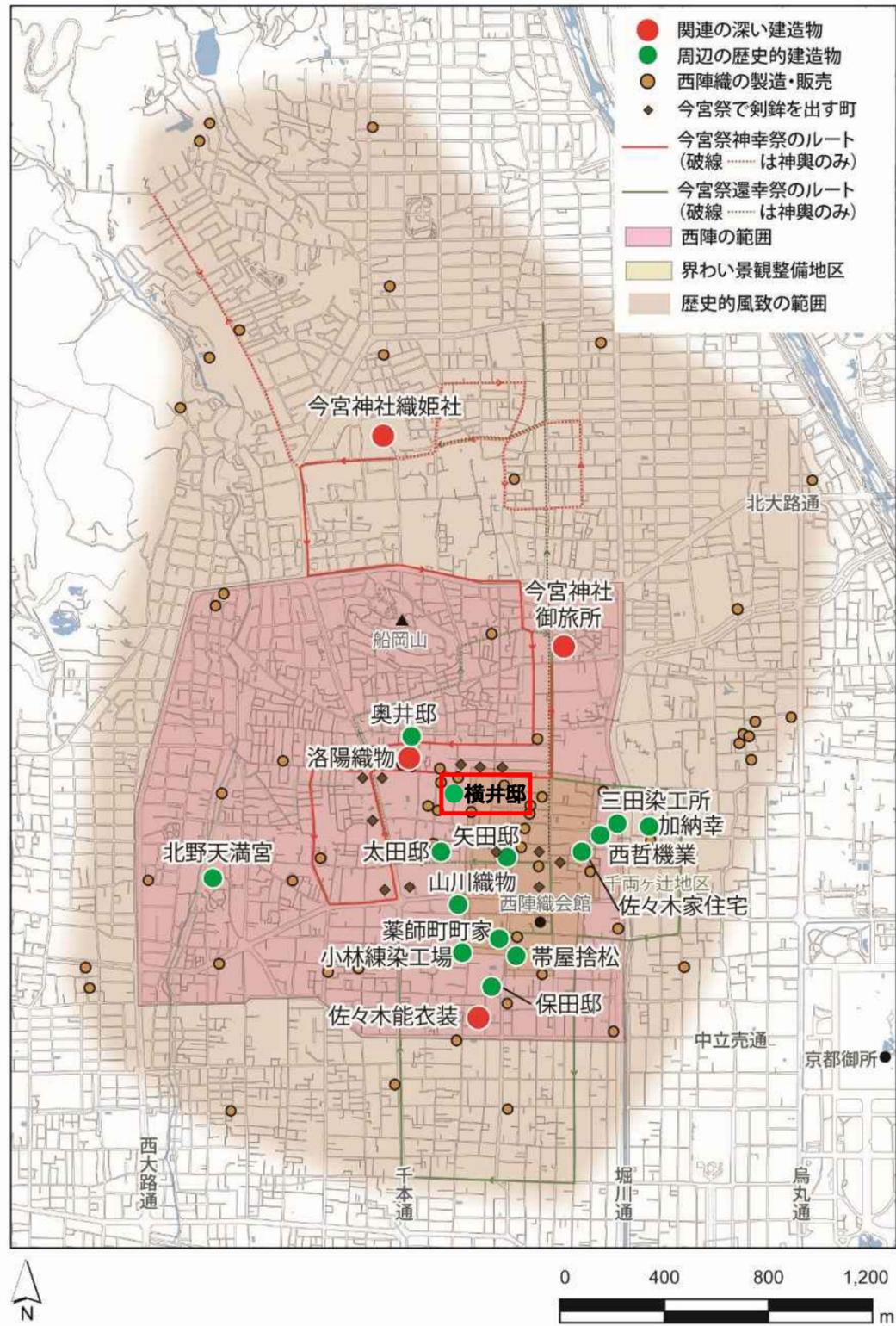


図 2-3-6 西陣織の製造・販売値の分布

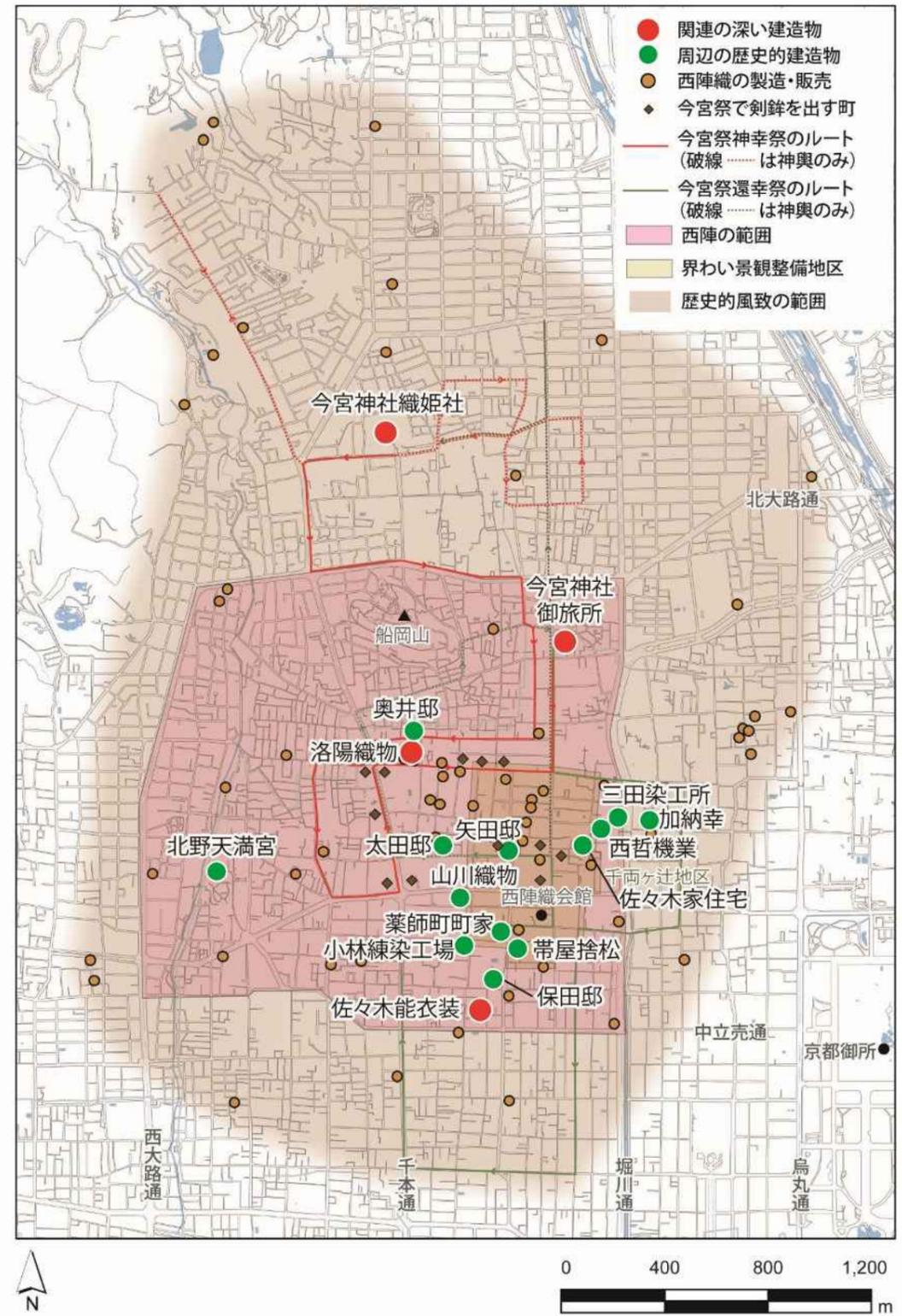


図 2-3-6 西陣織の製造・販売値の分布



図 2-3-8 室町通の繊維関連産業の分布



図 2-3-8 室町通の繊維関連産業の分布

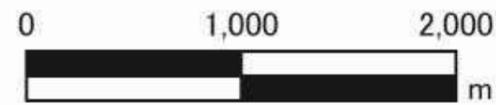


图2-4-6 市内の主な茶道家元と月釜・茶会

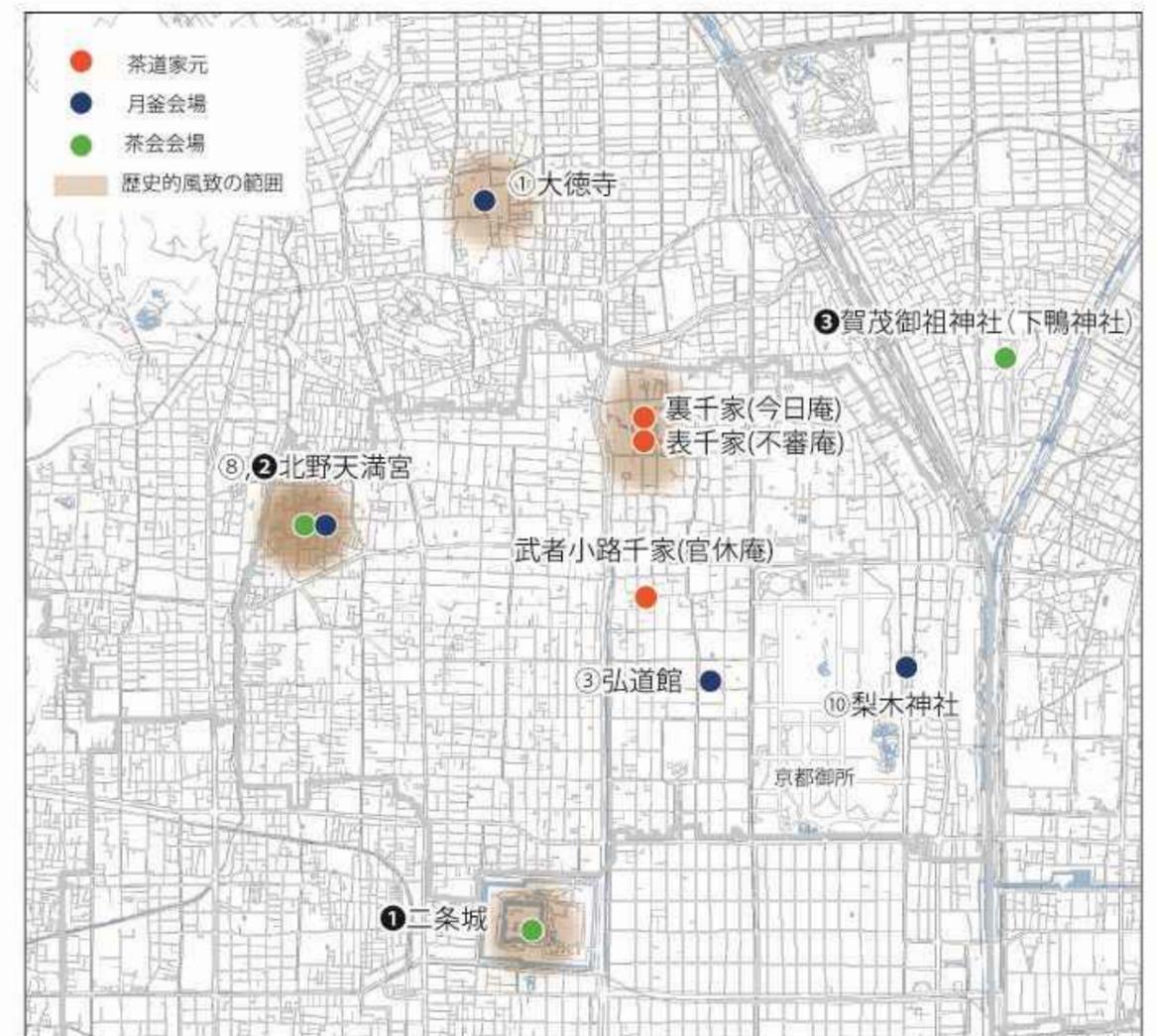


图2-4-6 市内の主な茶道家元と月釜・茶会

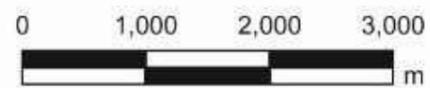
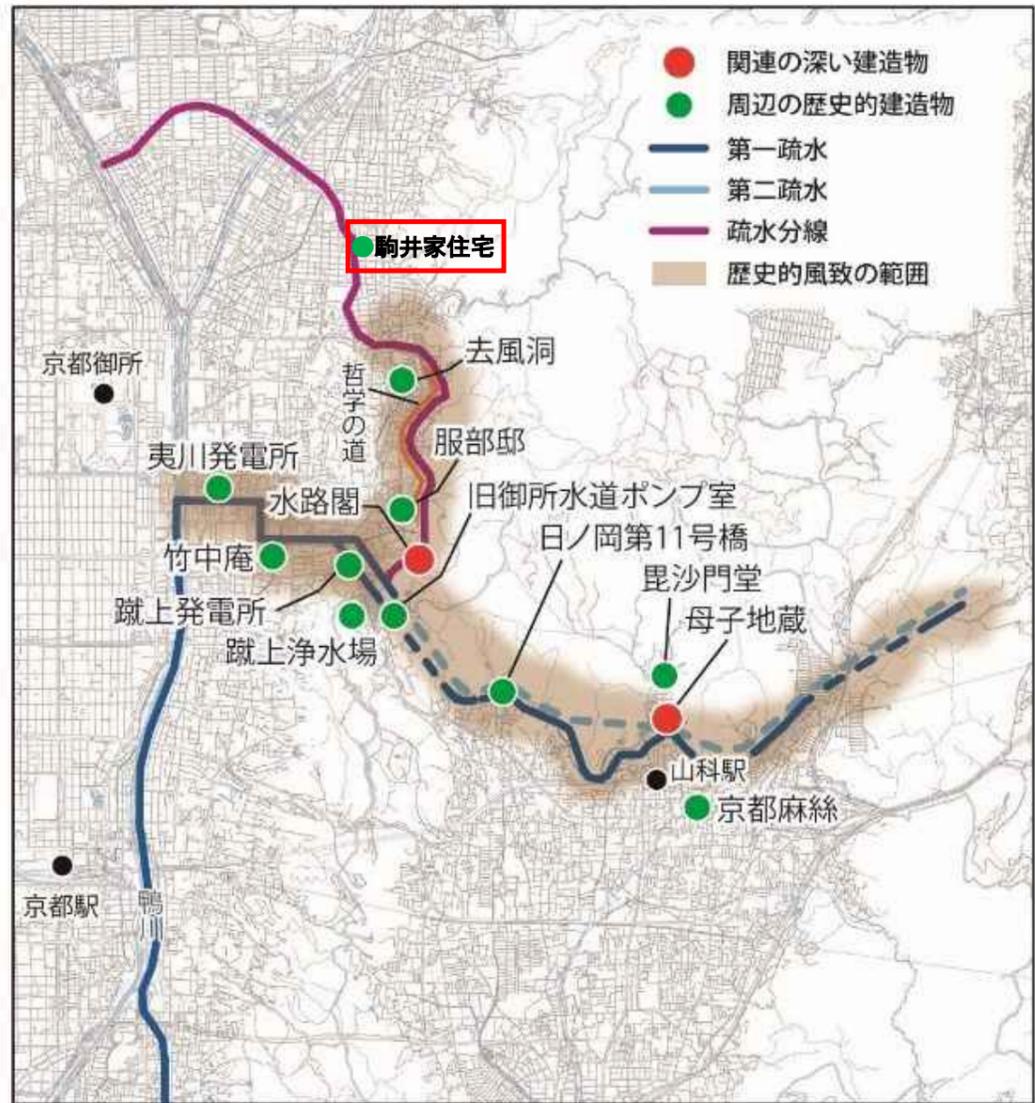


図 2-5-1 琵琶湖疏水

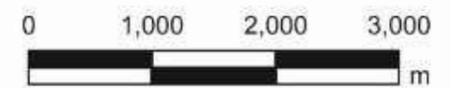
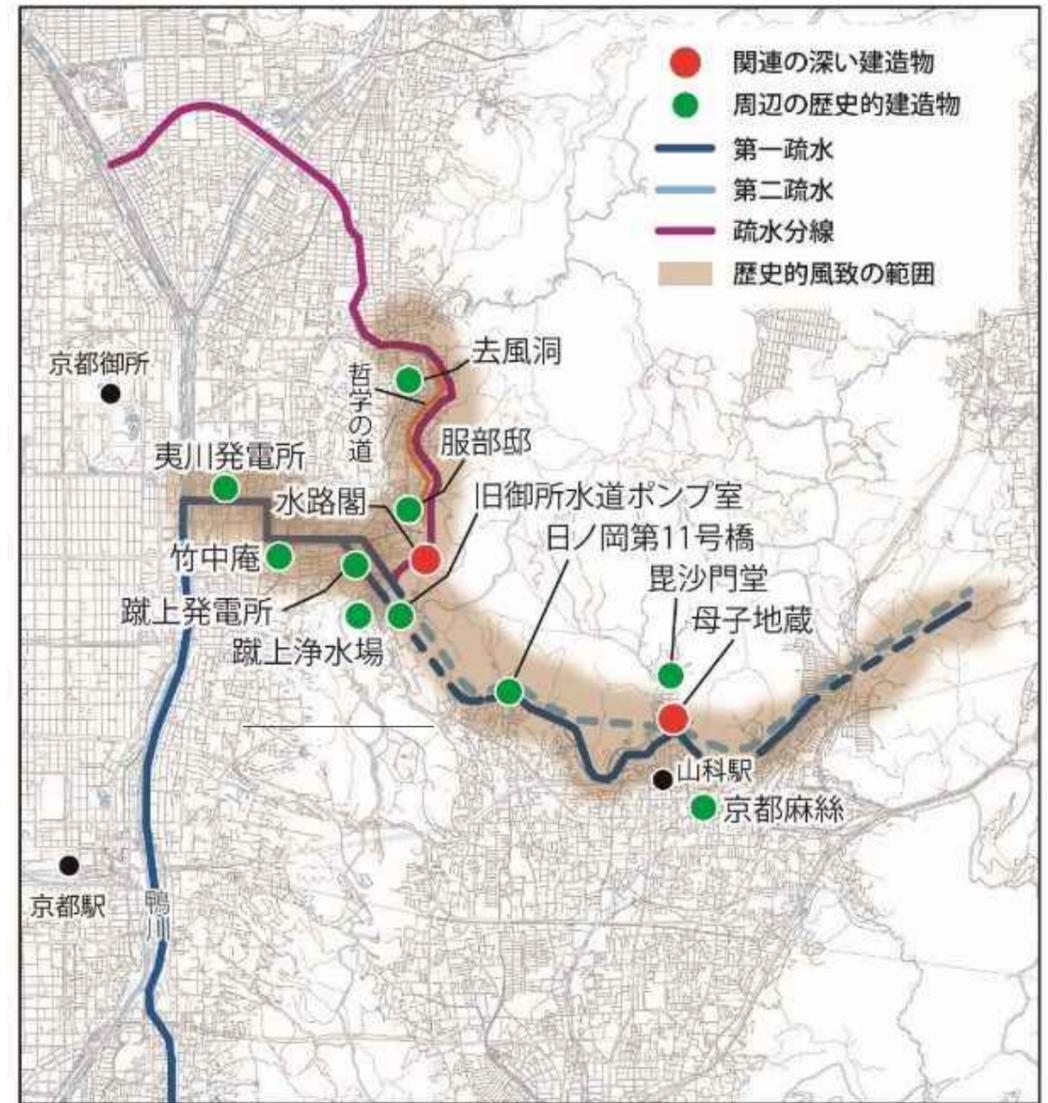


図 2-5-1 琵琶湖疏水

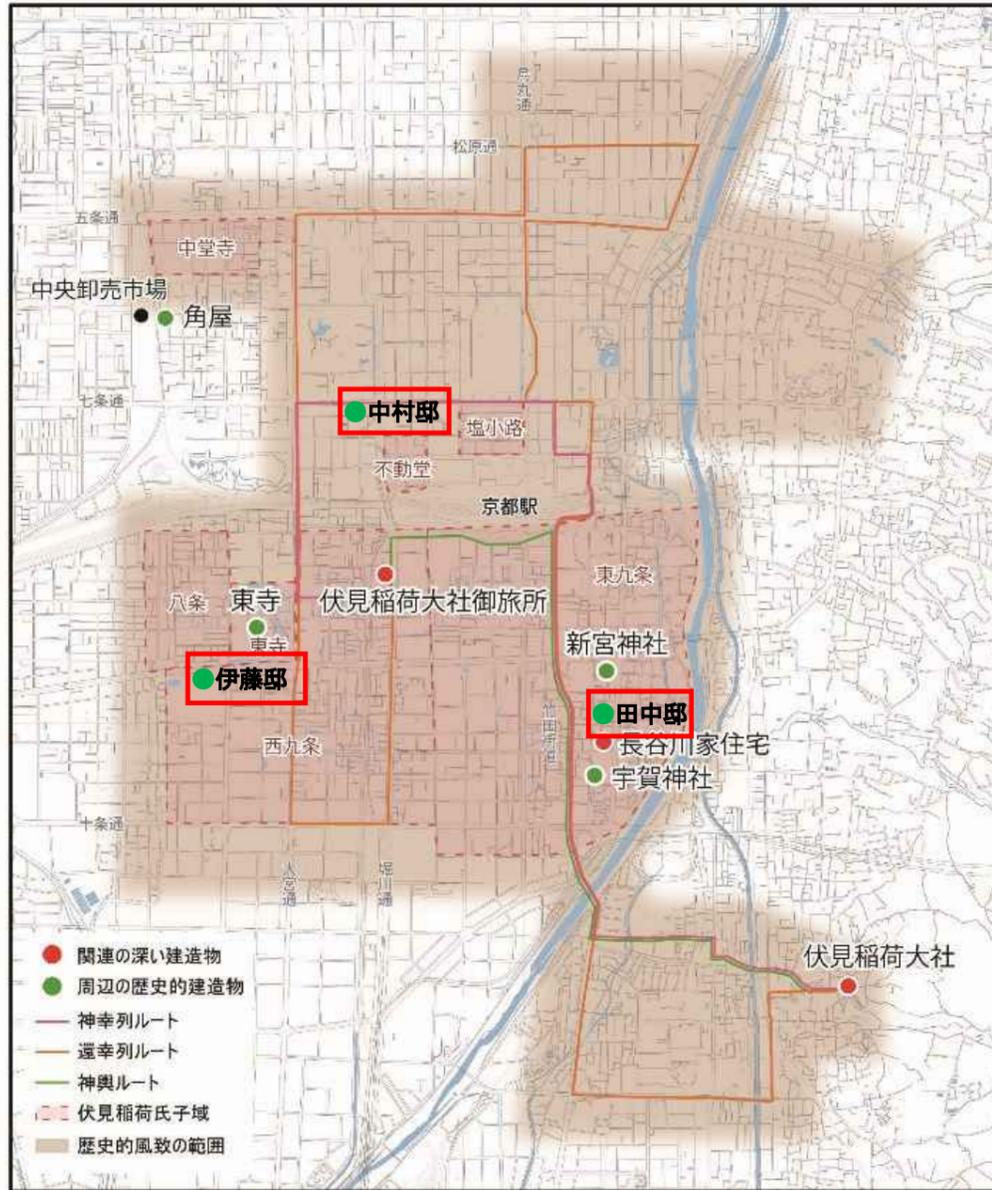


図 2-7-19 稲荷祭氏子域及び巡行ルート



図 2-7-19 稲荷祭氏子域及び巡行ルート

新（５－６）	旧（５－６）
<p style="text-align: center;">2 重点区域に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</p> <p>重点区域内には、多くの京都文化遺産が存在しており、文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく指定・登録はもとより、“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの市独自の制度や、京都市景観計画、市街地景観条例等のまちづくりの施策の活用など、多様な維持継承の手法を用いて、それぞれの京都文化遺産にふさわしい保存・活用を実現していく。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内には、多くの指定・登録文化財が存在しており、市指定・登録文化財の所有者等に対する税負担の軽減や修理時の補助、融資などの必要な支援を行うとともに、文化財の所有者による保存活用計画作成に係る助言等を行う。</p> <p>また、文化財を将来に残そうとする意志のある者への譲渡や文化財の管理組織の法人化などの持続的な管理形態への見直しへの支援など、持続的な保存に向けた検討を行う。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市指定登録文化財修理等助成事業 ・文化財の重点的修理推進事業（令和6年度完了） ・“京都を彩る建物や庭園”修理事業 ・伝統的建造物群保存事業 <p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の指定・登録文化財や文化財公開施設について、計画的な修理等に取り組むとともに、国の指定を受けた史跡等は、必要なものは買い上げるなど、市民に親しまれる場として保存する。</p> <p>また、京都市が所有する埋蔵文化財、美術工芸品、歴史資料、民俗資料等の保管や恒温、恒湿の実現、民間が所有する京都文化遺産の災害時の受入先の確保に向けた検討を行う。</p> <p>天然記念物深泥池生物群集については、調査事業を継続しながら、池の生態系改善に取り組む。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡元離宮二条城の修繕、整備 ・名勝無鄰庵庭園の整備 ・史跡山科本願寺跡及び南殿跡における 史跡公園整備事業 ・天然記念物深泥池生物群集の調査の推進 	<p style="text-align: center;">2 重点区域に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</p> <p>重点区域内には、多くの京都文化遺産が存在しており、文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく指定・登録はもとより，“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの市独自の制度や、京都市景観計画、市街地景観条例等のまちづくりの施策の活用など、多様な維持継承の手法を用いて、それぞれの京都文化遺産にふさわしい保存・活用を実現していく。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内には、多くの指定・登録文化財が存在しており、市指定・登録文化財の所有者等に対する税負担の軽減や修理時の補助、融資などの必要な支援を行うとともに、文化財の所有者による保存活用計画作成に係る助言等を行う。</p> <p>また、文化財を将来に残そうとする意志のある者への譲渡や文化財の管理組織の法人化などの持続的な管理形態への見直しへの支援など、持続的な保存に向けた検討を行う。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市指定登録文化財修理等助成事業 ・文化財の重点的修理推進事業 ・“京都を彩る建物や庭園”修理事業 ・伝統的建造物群保存事業 <p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の指定・登録文化財や文化財公開施設について、計画的な修理等に取り組むとともに、国の指定を受けた史跡等は、必要なものは買い上げるなど、市民に親しまれる場として保存する。</p> <p>また、京都市が所有する埋蔵文化財、美術工芸品、歴史資料、民俗資料等の保管や恒温、恒湿の実現、民間が所有する京都文化遺産の災害時の受入先の確保に向けた検討を行う。</p> <p>天然記念物深泥池生物群集については、調査事業を継続しながら、池の生態系改善に取り組む。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡元離宮二条城の修繕、整備 ・名勝無鄰庵庭園の整備 ・史跡山科本願寺跡及び南殿跡における 史跡公園整備事業 ・天然記念物深泥池生物群集の調査の推進

新（５－７）	旧（５－７）
<p>(1) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の地域コミュニティの核となる祭礼行事・民俗芸能や、人々の生活文化を今に伝える京町家、新たな活用を目指す歴史的建造物など、それぞれの京都文化遺産の特性に応じて、市民がその暮らしの中に京都文化遺産を取り入れる取組を支援することにより、持続的な維持継承を目指す。</p> <p>また、京都の魅力の一層の向上に向けて、歴史的建造物が多く残り、景観保全が特に必要な地域における無電柱化や道路の美装化を推進するなど、京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備を進める。</p> <p>さらに、市内それぞれの地域の魅力的な京都文化遺産をまちづくりに活かすことにより、各地域の活性化と地域住民による京都文化遺産の持続的な維持継承に寄与する。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み再生事業 ・歴史的風致形成建造物の整備事業 ・歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業 ・指定京町家改修補助金 ・京町家改修助成事業（京町家まちづくりファンド） ・木造住宅耐震診断士派遣事業 ・まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 ・京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業 ・京町家マッチング制度 ・道路修景整備事業 ・歴史的景観を保全する京の道づくり事業 ・文化首都・京都にふさわしい良好な道路空間の創出 ・無電柱化等事業 ・社寺等及びその周辺の歴史的景観保全 ・魅力ある夜間景観づくり ・都市公園等事業（円山公園，淀公園） ・高瀬川改修事業 ・屋外広告物適正化推進事業 ・広告景観づくりデザイン助成事業 ・屋外広告物の簡易除却 ・市内産材を使った京のまちなみ推進事業 ・雨庭整備事業 ・景観形成推進事業 ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 ・観光地交通対策 ・歴史的風土特別保存地区内の土地買入，施設整備及び維持管理 <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の指定・登録文化財について、自動火災報知設備や消火器の設置・更新に対する補助を行うとともに、文化財所有者を対象とした防火防災教育や防災対策マニュアルの周知，防火指導の徹底等，文化財関係者，市民，地域と一体となって防火・防災対策を推進する。</p> <p>また，文化財が被災した場合の応急措置のための体制の整備や一時保管場所の確保に取り組む。</p> <p>さらに，京都国立博物館，京都府等と連携して大規模災害の発生時を想定し，広域で連携，協力するネットワークの充実を目指す。</p> <p>文化財の防犯対策としては，防犯カメラの設置に対する補助を行うとともに，故意による文化財の毀損等の抑止を図るため，京都市文化財保護条例に係る罰則の強化等を検討する。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財防災対策重点強化事業（令和6年度完了） ・防災まちづくり活動支援事業 ・防災まちづくり推進事業 ・細街路対策事業 ・文化財の毀損に対する罰則の強化の検討 <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の京都文化遺産に関する研究を推進し，その成果を「京都市文化財ボックス」や「京都市文化財保護課研究紀要」の発行を通じて多くの人と共有する。</p> <p>また，京都市が作成した祭礼行事，民俗芸能等の映像記録について，多くの人々が見て，理解を深めてもらえるよう，広く貸出しを行うほか，多様な発信の方法を検討する。</p> <p>さらに，京都文化遺産の主たる担い手となる地域住民等を対象に，古文書等を通じて京都文化遺産の魅力を解説する講座や，発掘の現地説明会，史跡ウォークなどの体験型のイベント等を実施することにより，京都文化遺産の価値をより深く，分かりやすく伝える。</p> <p>次代を担う世代に向けた取組としては，地域や京都文化遺産の様々な関係者の協力を得て，学校教育における京都文化遺産に関する体験学習等を実施することで，京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取</p>	<p>(2) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の地域コミュニティの核となる祭礼行事・民俗芸能や、人々の生活文化を今に伝える京町家、新たな活用を目指す歴史的建造物など、それぞれの京都文化遺産の特性に応じて、市民がその暮らしの中に京都文化遺産を取り入れる取組を支援することにより、持続的な維持継承を目指す。</p> <p>また、京都の魅力の一層の向上に向けて、歴史的建造物が多く残り、景観保全が特に必要な地域における無電柱化や道路の美装化を推進するなど、京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備を進める。</p> <p>さらに、市内それぞれの地域の魅力的な京都文化遺産をまちづくりに活かすことにより、各地域の活性化と地域住民による京都文化遺産の持続的な維持継承に寄与する。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み再生事業 ・歴史的風致形成建造物の整備事業 ・歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業 ・指定京町家改修補助金 ・京町家改修助成事業（京町家まちづくりファンド） ・木造住宅耐震診断士派遣事業 ・まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 ・京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業 ・京町家マッチング制度 ・道路修景整備事業 ・歴史的景観を保全する京の道づくり事業 ・文化首都・京都にふさわしい良好な道路空間の創出 ・無電柱化等事業 ・社寺等及びその周辺の歴史的景観保全 ・魅力ある夜間景観づくり ・都市公園等事業（円山公園，淀公園） ・高瀬川改修事業 ・屋外広告物適正化推進事業 ・広告景観づくりデザイン助成事業 ・屋外広告物の簡易除却 ・市内産材を使った京のまちなみ推進事業 ・雨庭整備事業 ・景観形成推進事業 ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 ・観光地交通対策 ・歴史的風土特別保存地区内の土地買入，施設整備及び維持管理 <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の指定・登録文化財について、自動火災報知設備や消火器の設置・更新に対する補助を行うとともに、文化財所有者を対象とした防火防災教育や防災対策マニュアルの周知，防火指導の徹底等，文化財関係者，市民，地域と一体となって防火・防災対策を推進する。</p> <p>また，文化財が被災した場合の応急措置のための体制の整備や一時保管場所の確保に取り組む。</p> <p>さらに，京都国立博物館，京都府等と連携して大規模災害の発生時を想定し，広域で連携，協力するネットワークの充実を目指す。</p> <p>文化財の防犯対策としては，防犯カメラの設置に対する補助を行うとともに，故意による文化財の毀損等の抑止を図るため，京都市文化財保護条例に係る罰則の強化等を検討する。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財防災対策重点強化事業 ・防災まちづくり活動支援事業 ・防災まちづくり推進事業 ・細街路対策事業 ・文化財の毀損に対する罰則の強化の検討 <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の京都文化遺産に関する研究を推進し，その成果を「京都市文化財ボックス」や「京都市文化財保護課研究紀要」の発行を通じて多くの人と共有する。</p> <p>また，京都市が作成した祭礼行事，民俗芸能等の映像記録について，多くの人々が見て，理解を深めてもらえるよう，広く貸出しを行うほか，多様な発信の方法を検討する。</p> <p>さらに，京都文化遺産の主たる担い手となる地域住民等を対象に，古文書等を通じて京都文化遺産の魅力を解説する講座や，発掘の現地説明会，史跡ウォークなどの体験型のイベント等を実施することにより，京都文化遺産の価値をより深く，分かりやすく伝える。</p> <p>次代を担う世代に向けた取組としては，地域や京都文化遺産の様々な関係者の協力を得て，学校教育における京都文化遺産に関する体験学習等を実施することで，京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取</p>

新（6-4）

事業名	文化財の重点的修理推進事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R6

事業位置 市内全域

事業内容

2025年大阪・関西万博の開催を控え、2024年度までの5年間に、文化財の修理補助の対象となる額の上限を拡大し文化財の重点的な修理を推進する。

補助を行う文化財の選定に当たっては、修理後の公開をはじめ、文化財を核とした地域の活性化に資する取組を積極的に進めるものを採択することにより、文化財の保存と活用の更なる好循環につなげる。



写真6-4 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	市指定文化財防災対策重点強化事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R6

事業位置 市内全域

事業内容

令和元年のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ、本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について、確実に次世代に継承するため、自動火災報知設備や防犯カメラの設置・更新等に対する補助を拡充するとともに、消火器の設置についても補助し、防災対策を重点的に強化する。



写真6-5 対策事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財を災害等から守ることにより、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

旧（6-4）

事業名	文化財の重点的修理推進事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R6

事業位置 市内全域

事業内容

2025年大阪・関西万博の開催を控え、2024年度までの5年間に、文化財の修理補助の対象となる額の上限を拡大し文化財の重点的な修理を推進する。

補助を行う文化財の選定に当たっては、修理後の公開をはじめ、文化財を核とした地域の活性化に資する取組を積極的に進めるものを採択することにより、文化財の保存と活用の更なる好循環につなげる。



写真6-4 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	市指定文化財防災対策重点強化事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R6

事業位置 市内全域

事業内容

令和元年のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ、本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について、確実に次世代に継承するため、自動火災報知設備や防犯カメラの設置・更新等に対する補助を拡充するとともに、消火器の設置についても補助し、防災対策を重点的に強化する。



写真6-5 対策事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財を災害等から守ることにより、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

新（6－10）

事業名	京町家改修助成事業 (京町家まちづくりファンド)
事業主体	所有者等(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H23～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

まちづくり活動を推進する京町家の改修や通り景観の修景により良好な景観形成につながるものを対象に改修事業を実施する。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

②伝統的建造物の防災安全性向上

事業名	木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業
事業主体	木造住宅及び京町家の所有者又は居住者(予定を含む)(間接)、京都市
事業手法	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業 R3～R7)、市単独事業
事業期間	H19～R12

事業位置 市内全域

事業内容

住宅の用途に供されている京町家（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年（1950）以前に建築されたもの）等について、京都らしい伝統的な町並みを保全し、都市住居文化を支えるすまいとして住み継ぐため、構造の特徴に適した耐震診断手法により、地震に対する安全性を評価する。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながる。とともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

旧（6－10）

②伝統的建造物の防災安全性向上

事業名	木造住宅耐震診断士派遣事業
事業主体	京町家等の所有者又は居住者(予定を含む)(間接)、京都市
事業手法	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業 R3～R7)、市単独事業
事業期間	H19～R12

事業位置 市内全域

事業内容

住宅の用途に供されている京町家等（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年（1950）以前に建築されたもの）について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家をすまいとして住み継ぐために地震に対する安全性を評価する。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながる。とともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

事業名	京町家改修助成事業 (京町家まちづくりファンド)
事業主体	所有者等(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H23～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

地域まちづくりとの関係性が深く、改修後は景観重要建造物の指定を目指すなど将来にわたり維持・保全が図られていくもので、現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

新(6-11)

事業名	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅耐震・防火改修支援事業
事業主体	京町家の所有者又は居住者(予定を含む)(間接)、京都市
事業手法	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H24~R12

事業位置 市内全域

事業内容

耐震性が確実に向上する工事や防火改修工事をあらかじめメニュー化し、住宅の用途に供されている京町家の所有者等に対し、メニューに該当する耐震・防火改修工事に要する費用の一部を助成する。



写真 6-11 改修事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

事業名	空き家対策推進事業
事業主体	京都市
事業手法	防災・安全交付金(空き家再生等推進事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H26~R12

事業位置 市内全域

事業内容

平成 26 年(2014) 4 月 1 日施行の「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。



写真 6-12 改修事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

旧(6-11)

事業名	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業
事業主体	京町家等の所有者又は居住者(予定を含む)(間接)、京都市
事業手法	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H24~R12

事業位置 市内全域

事業内容

耐震性が確実に向上する工事や防火改修工事をあらかじめメニュー化し、住宅の用途に供されている京町家の所有者等に対し、メニューに該当する耐震・防火改修工事に要する費用の一部を助成する。



写真 6-11 改修事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

事業名	空き家対策推進事業
事業主体	京都市
事業手法	防災・安全交付金(空き家再生等推進事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H26~R12

事業位置 市内全域

事業内容

平成 26 年(2014) 4 月 1 日施行の「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。



写真 6-12 改修事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

新(6-16)



事業位置図

事業名	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業、 歴史的観光資源高質化支援事業
事業期間	H28～R12

事業位置 市内全域(重点区域)

事業内容

多くの市民や観光客が訪れる世界文化遺産、歴史的建造物群等の周辺地域や京都らしいたたずまいを有する地域では、石畳舗装や自然色舗装等の景観に配慮した舗装(以下、景観舗装という。)が整備されてきた。しかし、こうした地域において、景観舗装の経年による劣化や損傷が、周辺景観を阻害し、安全な通行に支障を来す状況が多く見られることから、石畳風アスファルト舗装等による道路のリニューアルを実施し、周辺にお住まいの方々や、訪れる観光客が安全で快適に通行できる通行環境と「おもてなしの心」を表す良好な道路空間を創出する。



写真6-17 整備状況

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

世界文化遺産等の周辺は、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

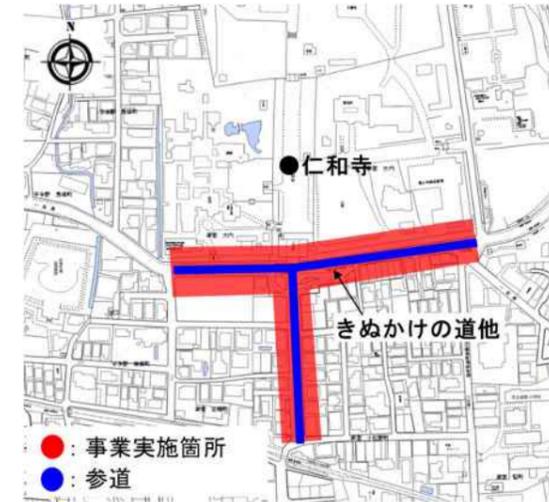
また、歴史的な町並み景観の魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

寺社周辺は祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み景観全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並みの保全・向上につながる。

また、歴史的な町並み景観の魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。

旧(6-16)



事業位置図

事業名	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H28～R12

事業位置 重点区域

主要府道 京都日吉美山線

事業内容

多くの市民や観光客が訪れる世界文化遺産、歴史的建造物群等の周辺地域や京都らしいたたずまいを有する地域では、石畳舗装や自然色舗装等の景観に配慮した舗装(以下、景観舗装という。)が整備されてきた。しかし、こうした地域において、景観舗装の経年による劣化や損傷が、周辺景観を阻害し、安全な通行に支障を来す状況が多く見られることから、石畳風アスファルト舗装等による道路のリニューアルを実施し、周辺にお住まいの方々や、訪れる観光客が安全で快適に通行できる通行環境と「おもてなしの心」を表す良好な道路空間を創出する。



写真6-17 整備状況

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

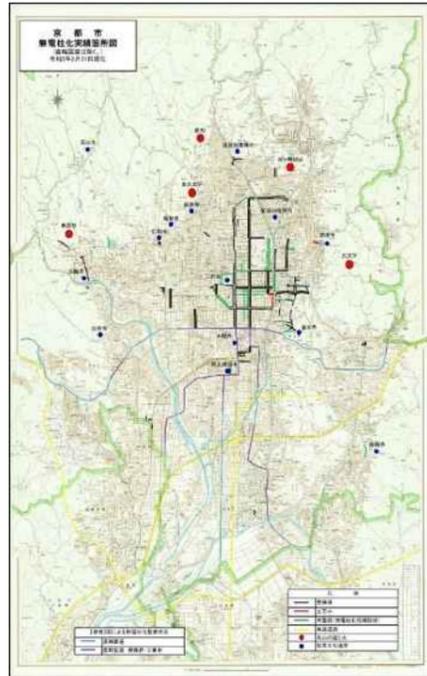
世界文化遺産等の周辺は、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新（6-17）

イ 無電柱化事業

事業名	無電柱化等事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(道路事業H31-R5) 無電柱化推進計画事業補助制度 市単独事業
事業期間	H20～R12

事業位置 市内全域



事業位置図

事業内容

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など）について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。令和5年度末までに約65kmの管路整備が完了している。

令和6年度以降については、引き続き、無電柱化候補路線中、諸条件が整った路線から、無電柱化を推進していく予定である。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

無電柱化事業は、京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。世界遺産周辺や伝統的建造物群保存地区周辺は祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

②都市施設の充実（史跡公園整備など）

事業名	都市公園事業【淀城跡公園】
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)、市単独事業
事業期間	R2～R12

事業位置 重点区域（淀城跡公園内）



事業位置図

事業内容

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

今後、基本計画の策定を予定している。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

淀城跡公園は、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の趣が継承されており、千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

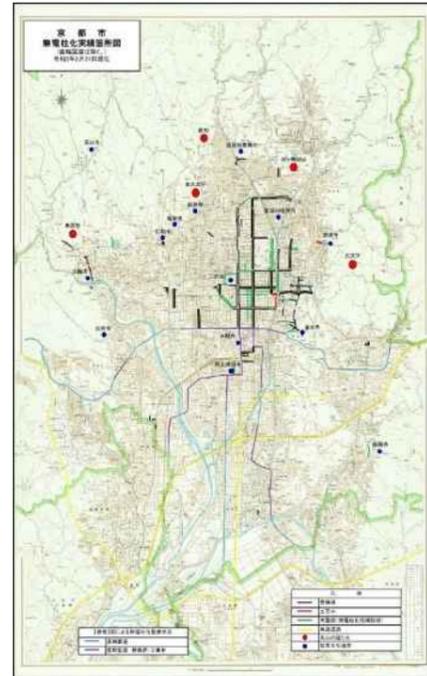
この公園を再整備することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧（6-17）

イ 無電柱化事業

事業名	無電柱化等事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(道路事業H31-R5) 無電柱化推進計画事業補助制度 市単独事業
事業期間	H20～R12

事業位置 市内全域



事業位置図

事業内容

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など）について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。令和3年度末までに約63kmの無電柱化が完了している。

令和4年度以降については、引き続き、無電柱化候補路線中、諸条件が整った路線から、無電柱化を推進していく予定である。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

無電柱化事業は、京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。世界遺産周辺や伝統的建造物群保存地区周辺は祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

②都市施設の充実（史跡公園整備など）

事業名	都市公園事業【淀城跡公園】
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)、市単独事業
事業期間	R2～R12

事業位置 重点区域（淀城跡公園内）



事業位置図

事業内容

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

今後、基本計画の策定を予定している。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

淀城跡公園は、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の趣が継承されており、千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

この公園を再整備することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新(6-25)



写真 6-26 屋外広告物の簡易除却

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち屋外広告物等の木質化)
事業主体	所有者等(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2~R4(みやこ杉木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援)へ統合)

事業位置 市内全域

事業内容

市内産木材を使った屋外広告物等の製作費を支援する。



写真 6-27 補助金交付事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において市内産木材を使った屋外広告物等の製作費を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧(6-25)



写真 6-26 屋外広告物の簡易除却

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち屋外広告物等の木質化)
事業主体	所有者等(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2~R12(みやこ杉木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援)へ統合)

事業位置 市内全域

事業内容

市内産木材を使った屋外広告物等の製作費を支援する。



写真 6-27 補助金交付事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において市内産木材を使った屋外広告物等の製作費を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新（6-26）

事業名	みやこ杉木普及促進事業 (うち建築物の木造・木質化支援)
事業主体	所有者等
事業手法	市単独事業
事業期間	R5～R12

事業位置 市内全域

事業内容

市内産木材を利用した建築物の木造・木質化を支援する。



写真 6-28 補助金交付事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

平安建都以来、適材適所で木を暮らしに取り入れ、木を使った建築や町並みが多く残る「木の文化首都・京都」において、市内産木材を使った建築物の木造・木質化を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承する上で重要であり、長い年月をかけて形成されてきた歴史的町並み景観を保全・向上することに加え、木材利用を通じた森林の適正な維持管理の促進により、伝統文化や産業、観光にも影響を与えてきた京都の基盤でもある美しい森林景観の保全にもつながる。

④緑地空間の整備

事業名	雨庭整備事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 R2～R6)、市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市では、「京都市緑の基本計画」の実施計画である「市街地緑化の在り方」(平成29年8月策定)に基づき、地域力を活かした市街地緑化を推進している。

「市街地緑化の在り方」にも掲げている「雨庭」は、地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、修景・緑化に加え、雨水流出抑制、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されることから、近年広まりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されている。

京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が寺社など古くから造られてきたが、そうした庭園文化を継承している京都市の造園技術者との協働により、「雨庭」の整備を公共用地に進め、市街地緑化はもとより、まちの安心・安全の向上を図るものである。



写真 6-29 四条堀川交差点北西角

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の伝統文化の一つである作庭技術は、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成しており、本市が進めている雨庭整備は、こうした作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧（6-26）

事業名	みやこ杉木普及促進事業 (うち建築物の木造・木質化支援)
事業主体	所有者等
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R7

事業位置 市内全域

事業内容

市内産木材を利用した非住宅施設の木造・木質化に対する支援する。



写真 6-28 補助金交付事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

平安建都以来、適材適所で木を暮らしに取り入れ、木を使った建築や町並みが多く残る「木の文化首都・京都」において、市内産木材を使った建築物の木造・木質化を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承する上で重要であり、長い年月をかけて形成されてきた歴史的町並み景観を保全・向上することに加え、木材利用を通じた森林の適正な維持管理の促進により、伝統文化や産業、観光にも影響を与えてきた京都の基盤でもある美しい森林景観の保全にもつながる。

④緑地空間の整備

事業名	雨庭整備事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 R2～R6)、市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市では、「京都市緑の基本計画」の実施計画である「市街地緑化の在り方」(平成29年8月策定)に基づき、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化首都・京都を実現するため、地域力を活かした市街地緑化を推進している。

「市街地緑化の在り方」にも掲げている「雨庭」は、地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、修景・緑化に加え、雨水流出抑制、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されることから、近年広まりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されている。

京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が寺社などで古くから造られてきたが、そうした庭園文化を継承している京都市の造園技術者との協働により、「雨庭」の整備を公共用地に進め、市街地緑化はもとより、まちの安心・安全の向上を図るものである。



写真 6-29 四条堀川交差点北西角

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の伝統文化の一つである作庭技術は、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成しており、本市が進めている雨庭整備は、こうした作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新(6-29)

事業名	観光地交通対策
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H13~R12

事業位置 重点区域(嵐山・東山)



事業位置図(嵐山)



事業位置図(東山)



事業位置図(東福寺)

事業内容

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期に、嵐山地域で平成13年度から、東山地域で平成16年度から、地元住民・事業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、コロナ前は年間約5000万人の多くの観光客が訪れ、特に秋の観光ピーク期は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、車と歩行者が錯綜する状況が生じている。

当該取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

旧(6-29)

事業名	観光地交通対策
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H13~R12

事業位置 重点区域(嵐山・東山)



事業位置図(嵐山)



事業位置図(東山)



事業位置図(東福寺)

事業内容

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地域で平成13年度から、東山地域で平成16年度から、地元住民・事業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、コロナ前は年間約5000万人の多くの観光客が訪れ、特に11月は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、車と歩行者が錯綜する状況が生じている。

当該取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

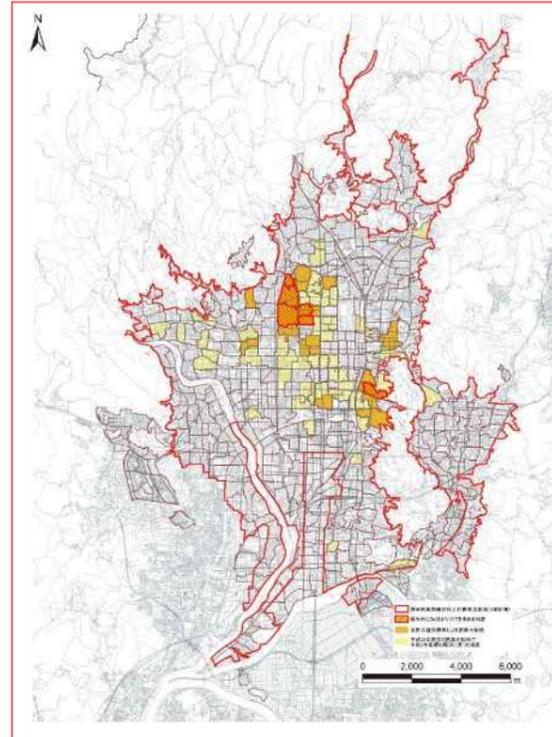
新 (6-36)

各区において、このような取組を行うことは、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進

事業名	防災まちづくり活動支援事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市防災総合推進事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H24~R12

事業位置 重点区域



事業内容

平成24年(2012)7月に策定した「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」(令和3年3月改定)に基づき、歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるため、地域と行政が一体となって防災まちづくりに取り組む。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の町並みは、京都らしい風情をたたえ、歴史都市京都の魅力となっている一方で、密集市街地が多く残り、都市防災上の大きな問題を抱えている。歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。

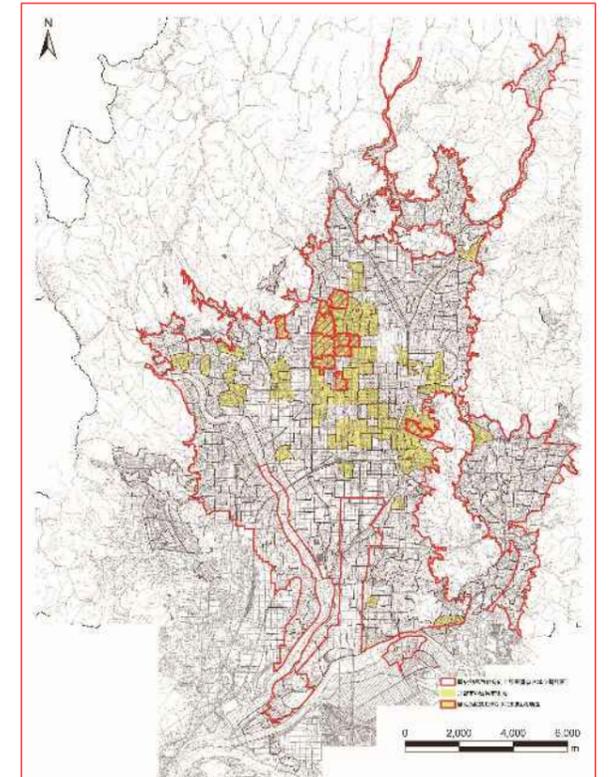
旧 (6-36)

各区において、このような取組を行うことは、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進

事業名	防災まちづくり活動支援事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市防災総合推進事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H24~R12

事業位置 重点区域



事業内容

平成24年(2012)7月に策定した「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」(令和3年3月改定)に基づき、歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるため、地域と行政が一体となって防災まちづくりに取り組む。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の町並みは、京都らしい風情をたたえ、歴史都市京都の魅力となっている一方で、密集市街地が多く残り、都市防災上の大きな問題を抱えている。歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。

事業名	京都伝統産業ミュージアムの運営
事業主体	株式会社京都産業振興センター
事業手法	市単独事業
事業期間	H8～R12

事業位置 重点区域



事業内容

京都市では、今なお受け継がれ、京都のまちに息づいている伝統工芸品の美と技の世界を紹介するため、「京都伝統産業ミュージアム」を設置している。

常設展示場では京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めて紹介しており、企画展ではテーマを設定し、優れた工芸品の数々や職人に焦点を当てた展示をしている。

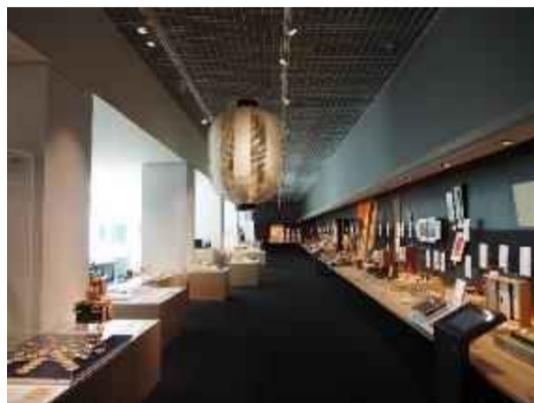


写真 6-37 京都伝統産業ミュージアム

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

市民や観光客に京都の伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めていただく場を提供することは、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながるとともに、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	京の「匠」ふれあい事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H17～R12

事業位置 市内全域

事業内容

市民・観光客等を対象に、西陣織会館、京都伝統産業ミュージアム等において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行うほか、職人を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。



写真 6-38 制作実習

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことは、伝統産業の活性化につながるとともに、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業
事業主体	株式会社京都産業振興センター
事業手法	市単独事業
事業期間	H8～R12

事業位置 重点区域



事業内容

京都市では、今なお受け継がれ、京都のまちに息づいている伝統工芸品の美と技の世界を紹介するため、「京都伝統産業ミュージアム」を設置している。

常設展示場では京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めて紹介しており、企画展ではテーマを設定し、優れた工芸品の数々や職人に焦点を当てた展示をしている。

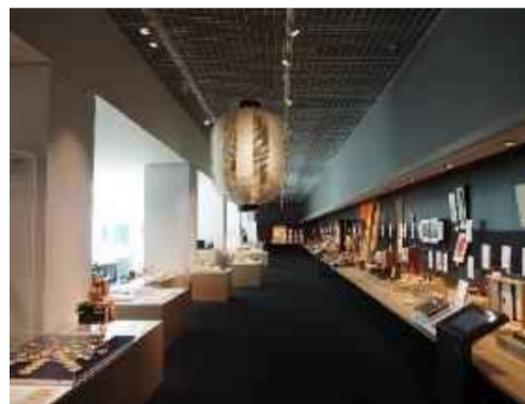


写真 6-37 京都伝統産業ミュージアム

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

市民や観光客に京都の伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めていただく場を提供することは、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながるとともに、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	京の「匠」ふれあい事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H17～R12

事業位置 市内全域

事業内容

市民・観光客等を対象に、西陣織会館、京都伝統産業ミュージアム等において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行うほか、職人を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。



写真 6-38 京の伝統産業

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことは、伝統産業の活性化につながるとともに、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

新（6-43）

(6)市民生活と調和した観光政策の推進に関する事業

市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向けて、地域や事業者と協力し、地域の実情に応じた取り組みを進める。

- ①観光客分散化等混雑対応
- ②観光客マナー向上の取組

①観光客分散化等混雑対応

事業名	安心・安全な京都観光のための情報発信
事業主体	京都市観光協会、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市全域

事業内容

国内外のスマートフォン利用者の位置情報等のビッグデータを活用した観光地の混雑予測や、リアルタイムの混雑状況、混雑しやすい時間でも快適に観光できるおすすめスポットの情報等を配信する「京都観光快適度マップ」を運用しており観光客の分散化を図り、安心・安全な京都観光を推進する。



「京都観光快適度マップ」の混雑予測画面

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都市では、市民生活と観光の調和の下、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげることをしている。

観光地の混雑予測や混雑状況を発信することは、観光客の利便性が向上するとともに、市内周辺部に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図ることができ、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。

旧（6-43）

(6)市民生活と調和した観光政策の推進に関する事業

市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向けて、地域や事業者と協力し、地域の実情に応じた取り組みを進める。

- ①観光客分散化等混雑対応
- ②観光客マナー向上の取組

①観光客分散化等混雑対応

事業名	安心・安全な京都観光のための情報発信
事業主体	京都市観光協会、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市全域

事業内容

スマートフォン利用者の位置情報等のビッグデータをもとにした観光地の混雑予測や、リアルタイムの混雑状況、混雑しやすい時間でも快適に観光できるおすすめスポットの情報等を配信する「京都観光快適度マップ」を運用しており観光客の分散化を図り、安心・安全な京都観光を推進する。



「京都観光快適度マップ」の混雑予測画面

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都市では、市民生活と観光の調和の下、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげることをしている。

観光地の混雑予測や混雑状況を発信することは、観光客の利便性が向上するとともに、市内周辺部に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図ることができ、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。

新（6-44）

事業名	観光案内標識アップグレード推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

事業内容

国内外からの観光客の受入環境整備や回遊性の向上による場所の分散化を目的に、観光案内標識の統一なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行う。



写真 6-46 観光案内標識

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「歩いて楽しいまち・京都」の実現に向け、「分かりやすい」、「京都の街並みに調和した」観光案内標識の統一なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行うことは、京の街道やその周辺の歴史的風致や京の都を育む水・土・緑の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、観光客の利便性が向上するとともに、市内各所に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図られる。

②観光客マナー向上の取組

事業名	地域と連携した観光課題解決等推進事業
事業主体	地域団体、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市全域

事業内容

観光客へのマナー啓発や混雑対策など、観光に起因する課題の発生防止・解決を図り、市民・観光客の安心・安全を確保するとともに、地域文化を継承していくため、地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行う。



補助金を活用した啓発物の一例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都市では、市民生活と観光の調和の下、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげることとしている。

地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行うことは、観光客マナー向上や地域コミュニティの活性化に寄与し、市民生活と観光の調和にも資するものであることから、当該事業による取組は、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。

旧（6-44）

事業名	観光案内標識アップグレード推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

事業内容

国内外からの観光客の受入環境整備や回遊性の向上による場所の分散化を目的に、観光案内標識の統一なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行う。



写真 6-46 観光案内標識

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「歩いて楽しいまち・京都」の実現に向け、「分かりやすい」、「京都の街並みに調和した」観光案内標識の統一なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行うことは、京の街道やその周辺の歴史的風致や京の都を育む水・土・緑の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、観光客の利便性が向上するとともに、市内各所に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図られる。

②観光客マナー向上の取組

事業名	地域と連携した観光課題解決等推進事業
事業主体	地域団体、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市全域

事業内容

マナー問題や混雑、観光客の密集に伴う新型コロナウイルス感染症の拡大など、観光に起因する課題の発生防止・解決を図り、市民・観光客の安心・安全を確保するとともに、地域文化を継承していくため、地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行う。



補助金を活用した啓発物の一例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都市では、市民生活と観光の調和の下、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげることとしている。

地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行うことは、観光客のマナー向上に寄与するとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することで市民生活と観光の調和が図ることができ、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。

②国内外への京都の魅力発信

事業名	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大
事業主体	世界歴史都市連盟
事業手法	任意団体の事業
事業期間	H6～R12

事業位置 市内全域

事業内容

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が会長と事務局を務めている（135 都市（65 箇国・地域）令和 6 年（2024）11 月 13 日現在）。連盟の活動は、原則 2 年に一度の「世界歴史都市会議」と総会の開催と年一回の理事会、そして定期的な機関紙の刊行やウェブサイトを通じた会員都市間の情報共有と交流である。



写真 6-49 世界歴史都市会議の様子

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながり、京都市の 7 つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

②国内外への京都の魅力発信

事業名	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大
事業主体	世界歴史都市連盟
事業手法	任意団体の事業
事業期間	H6～R12

事業位置 市内全域

事業内容

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が会長と事務局を務めている（129 都市（65 箇国・地域）令和 5 年（2023）11 月現在）。連盟の活動は、原則 2 年に一度の「世界歴史都市会議」と総会の開催と年一回の理事会、そして定期的な機関紙の刊行やウェブサイトを通じた会員都市間の情報共有と交流である。



事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながり、京都市の 7 つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

新(6-48)

旧(6-48)

(掲載事業一覧)

(令和6年度末時点)

(掲載事業一覧)

(令和5年度末時点)

	所管局	ハード ソフト	区域	事業名	関連する 歴史的風致
(1) 歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援					
① 歴史的建造物への技術的・財政的支援					
ア 文化財の保存事業					
1-1-1	文化市民局	ハード	重点	名勝無鄰庵庭園の整備	因
1-1-2	文化市民局	ハード	市全域	京都市指定登録文化財修理等助成事業	全て
1-1-3	文化市民局	ハード	市全域	“京都を彩る建物や庭園”修理事業	全て
1-1-4	文化市民局	ハード	市全域	文化財の重点的修理推進事業	全て
1-1-5	文化市民局	ハード	市全域	市指定文化財防災対策重点強化事業	全て
1-1-6	都市計画局	ハード	重点	伝統的建造物群保存事業	因因因
イ 景観指定建造物の修理・修景事業					
1-1-7	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)	因因ほか全て
1-1-8	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)	全て
1-1-9	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)	全て
1-1-10	都市計画局	ハード	景観区域	歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)	全て
1-1-11	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)	全て
1-1-12	行財政局	ハード	重点	歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)	因因
1-1-13	都市計画局	ソフト	市全域	歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業	因因ほか全て
ウ 京町家の保全					
1-1-14	都市計画局	ハード	市全域	指定京町家改修補助金	因ほか全て
1-1-15	都市計画局	ハード	市全域	京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)	因ほか全て
② 伝統的建造物の防災安全性向上					
1-2-1	都市計画局	ハード	市全域	木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業	因ほか全て
1-2-2	都市計画局	ハード	市全域	「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業	因ほか全て
1-2-3	都市計画局	ハード	市全域	空き家対策推進事業	因ほか全て
③ 歴史的建築物の活用・継承支援					
1-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業	全て
1-3-2	都市計画局	ソフト	市全域	京町家マッチング制度	因ほか全て
(2) 歴史的町並みの保全・向上					
① 公共空間の整備(道路修景、無電柱化など)					
ア 道路修景整備事業					
2-1-1	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 三条周辺地区	因因
2-1-2	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水周辺地区	因
2-1-3	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水・祇園地区	因
2-1-4	建設局	ハード	重点	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	因因ほか全て
2-1-5	建設局	ハード	重点	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出	因因ほか全て
イ 無電柱化事業					
2-1-6	建設局	ハード	市全域	無電柱化等事業	因因ほか全て
② 都市施設の充実(史跡公園整備など)					
2-2-1	建設局	ハード	重点	都市公園事業【淀城跡公園】	因
2-2-2	建設局	ハード	重点	高瀬川再生プロジェクト	因
2-2-3	建設局	ハード	重点	三条大橋再整備事業	因
2-2-4	文化市民局	ハード	重点	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業	因
2-2-5	文化市民局	ハード	重点	史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業	因
2-2-6	文化市民局	ハード	重点	上ノ山古墳史跡公園整備事業	因
2-2-7	産業観光局	ハード	市全域	名所説明立札等充実整備事業	全て
③ 良好な景観の誘導					
2-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全(景観デザインレビュー制度の運用等)	因因ほか全て
2-3-2	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)	全て
2-3-3	都市計画局	ハード	市全域	屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度、屋外広告物の簡易除却	全て
2-3-4	産業観光局	ハード	市全域	市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)	全て
2-3-5	産業観光局	ハード	市全域	みやこ柚木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援) (旧事業名:市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち非住宅施設の木造・木質化支援)・市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)の統合)	全て
④ 緑地空間の整備					
2-4-1	建設局	ハード	市全域	雨庭整備事業	因

	所管局	ハード ソフト	区域	事業名	関連する 歴史的風致
(1) 歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援					
① 歴史的建造物への技術的・財政的支援					
ア 文化財の保存事業					
1-1-1	文化市民局	ハード	重点	名勝無鄰庵庭園の整備	因
1-1-2	文化市民局	ハード	市全域	京都市指定登録文化財修理等助成事業	全て
1-1-3	文化市民局	ハード	市全域	“京都を彩る建物や庭園”修理事業	全て
1-1-4	文化市民局	ハード	市全域	文化財の重点的修理推進事業	全て
1-1-5	文化市民局	ハード	市全域	市指定文化財防災対策重点強化事業	全て
1-1-6	都市計画局	ハード	重点	伝統的建造物群保存事業	因因因
イ 景観指定建造物の修理・修景事業					
1-1-7	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)	因因ほか全て
1-1-8	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)	全て
1-1-9	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)	全て
1-1-10	都市計画局	ハード	景観区域	歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)	全て
1-1-11	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)	全て
1-1-12	行財政局	ハード	重点	歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)	因因
1-1-13	都市計画局	ソフト	市全域	歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業	因因ほか全て
ウ 京町家の保全					
1-1-14	都市計画局	ハード	市全域	指定京町家改修補助金	因ほか全て
1-1-15	都市計画局	ハード	市全域	京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)	因ほか全て
② 伝統的建造物の防災安全性向上					
1-2-1	都市計画局	ハード	市全域	木造住宅耐震診断士派遣事業	因ほか全て
1-2-2	都市計画局	ハード	市全域	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業	因ほか全て
1-2-3	都市計画局	ハード	市全域	空き家対策推進事業	因ほか全て
③ 歴史的建築物の活用・継承支援					
1-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業	全て
1-3-2	都市計画局	ソフト	市全域	京町家マッチング制度	因ほか全て
(2) 歴史的町並みの保全・向上					
① 公共空間の整備(道路修景、無電柱化など)					
ア 道路修景整備事業					
2-1-1	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 三条周辺地区	因因
2-1-2	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水周辺地区	因
2-1-3	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水・祇園地区	因
2-1-4	建設局	ハード	重点	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	因因ほか全て
2-1-5	建設局	ハード	重点	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出	因因ほか全て
イ 無電柱化事業					
2-1-6	建設局	ハード	市全域	無電柱化等事業	因因ほか全て
② 都市施設の充実(史跡公園整備など)					
2-2-1	建設局	ハード	重点	都市公園事業【淀城跡公園】	因
2-2-2	建設局	ハード	重点	高瀬川再生プロジェクト	因
2-2-3	建設局	ハード	重点	三条大橋再整備事業	因
2-2-4	文化市民局	ハード	重点	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業	因
2-2-5	文化市民局	ハード	重点	史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業	因
2-2-6	文化市民局	ハード	重点	上ノ山古墳史跡公園整備事業	因
2-2-7	産業観光局	ハード	市全域	名所説明立札等充実整備事業	全て
③ 良好な景観の誘導					
2-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全(景観デザインレビュー制度の運用等)	因因ほか全て
2-3-2	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)	全て
2-3-3	都市計画局	ハード	市全域	屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度、屋外広告物の簡易除却	全て
2-3-4	産業観光局	ハード	市全域	市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)	全て
2-3-5	産業観光局	ハード	市全域	みやこ柚木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援) (旧事業名:市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち非住宅施設の木造・木質化支援)・市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)の統合)	全て
④ 緑地空間の整備					
2-4-1	建設局	ハード	市全域	雨庭整備事業	因

新(6-49)

	所管局	ハードソフト	区域	事業名	関連する歴史的風致
(3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上					
①新景観政策の推進					
3-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	景観形成推進事業	全て
②安心・安全で快適な歩行空間の創出					
3-2-1	都市計画局	ハードソフト	重点	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	全て
3-2-2	都市計画局	ソフト	市全域	観光地交通対策	全て
③森林景観の保全					
3-3-1	都市計画局	ハード	市全域	歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理	全て
3-3-2	建設局	ハード	市全域	横断防止柵等への間伐材活用事業	全て
3-3-3	産業観光局	ハード	重点	四季・彩りの森復活プロジェクト	全て
3-3-4	産業観光局	ソフト	市全域	「京都伝統文化の森」推進事業	全て
(4)地域力を活かした歴史まちづくりの取組支援					
①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援					
4-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロファイル)作成	図四ほか全て
4-1-2	都市計画局	ソフト	市全域	地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	全て
4-1-3	左京区役所	ソフト	重点	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)	四
4-1-4	総合企画局	ソフト	重点	西陣を中心とした地域の活性化	四
4-1-5	各区役所・支所	ソフト	市全域	各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業	全て
②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの推進					
4-2-1	都市計画局	ソフト	重点	防災まちづくり活動支援事業	全て
4-2-2	都市計画局	ハード	重点	防災まちづくり推進事業	全て
4-2-3	都市計画局	ハード	重点	細街路対策事業	全て
(5)文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成					
①保存と活用の社会・経済における好循環の創出					
5-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業(旧事業名:「伝統産業の日」関連事業)	全て
5-1-2	産業観光局	ソフト	市全域	京都伝統産業ミュージアムの運営(旧事業名:京都市伝統産業ミュージアムの運営)	全て
5-1-3	産業観光局	ソフト	市全域	京の「匠」ふれあい事業	全て
5-1-4	文化市民局	ソフト	市全域	市民狂言会	四
5-1-5	文化市民局	ソフト	市全域	京都新能	四
②担い手・支え手の確保					
5-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	全て
5-2-2	産業観光局	ソフト	重点	花街の伝統芸能保存育成事業	四
5-2-3	産業観光局	ソフト	重点	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	四四
③新たなイノベーションの創出					
5-3-1	文化市民局	ソフト	市全域	伝統芸能文化創生プロジェクト	全て
(6)市民生活と調和した観光政策の推進					
①観光客分散化等混雑対応					
6-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	安心・安全な京都観光のための情報発信(旧事業名:観光地の混雑状況の発信)	全て
6-1-2	産業観光局	ハード	市全域	観光案内標識アップグレード推進事業(旧事業名:観光案内標識設置事業)	全て
②観光客マナー向上の取組					
6-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	地域と連携した観光課題解決等推進事業	全て
(7)その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業					
①まちの活性化、魅力の発信					
7-1-1	産業観光局	ソフト	重点	京都・花灯路	全て
7-2-2	都市計画局	ソフト	市全域	魅力ある夜間景観づくり	全て
②国内外への京都の魅力発信					
7-2-1	総合企画局	ソフト	市全域	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	全て
…実施中事業					
…完了・休止中等事業					

旧(6-49)

	所管局	ハードソフト	区域	事業名	関連する歴史的風致
(3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上					
①新景観政策の推進					
3-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	景観形成推進事業	全て
②安心・安全で快適な歩行空間の創出					
3-2-1	都市計画局	ハードソフト	重点	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	全て
3-2-2	都市計画局	ソフト	市全域	観光地交通対策	全て
③森林景観の保全					
3-3-1	都市計画局	ハード	市全域	歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理	全て
3-3-2	建設局	ハード	市全域	横断防止柵等への間伐材活用事業	全て
3-3-3	産業観光局	ハード	重点	四季・彩りの森復活プロジェクト	全て
3-3-4	産業観光局	ソフト	市全域	「京都伝統文化の森」推進事業	全て
(4)地域力を活かした歴史まちづくりの取組支援					
①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援					
4-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロファイル)作成	図四ほか全て
4-1-2	都市計画局	ソフト	市全域	地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	全て
4-1-3	左京区役所	ソフト	重点	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)	四
4-1-4	総合企画局	ソフト	重点	西陣を中心とした地域の活性化	四
4-1-5	各区役所・支所	ソフト	市全域	各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業	全て
②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの推進					
4-2-1	都市計画局	ソフト	重点	防災まちづくり活動支援事業	全て
4-2-2	都市計画局	ハード	重点	防災まちづくり推進事業	全て
4-2-3	都市計画局	ハード	重点	細街路対策事業	全て
(5)文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成					
①保存と活用の社会・経済における好循環の創出					
5-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業(旧事業名:「伝統産業の日」関連事業)	全て
5-1-2	産業観光局	ソフト	市全域	京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業(旧事業名:京都市伝統産業ミュージアムの運営)	全て
5-1-3	産業観光局	ソフト	市全域	京の「匠」ふれあい事業	全て
5-1-4	文化市民局	ソフト	市全域	市民狂言会	四
5-1-5	文化市民局	ソフト	市全域	京都新能	四
②担い手・支え手の確保					
5-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	全て
5-2-2	産業観光局	ソフト	重点	花街の伝統芸能保存育成事業	四
5-2-3	産業観光局	ソフト	重点	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	四四
③新たなイノベーションの創出					
5-3-1	文化市民局	ソフト	市全域	伝統芸能文化創生プロジェクト	全て
(6)市民生活と調和した観光政策の推進					
②観光客分散化等混雑対応					
6-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	安心・安全な京都観光のための情報発信(旧事業名:観光地の混雑状況の発信)	全て
6-1-2	産業観光局	ハード	市全域	観光案内標識アップグレード推進事業(旧事業名:観光案内標識設置事業)	全て
②観光客マナー向上の取組					
6-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	地域と連携した観光課題解決等推進事業	全て
(7)その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業					
①まちの活性化、魅力の発信					
7-1-1	産業観光局	ソフト	重点	京都・花灯路	全て
7-2-2	都市計画局	ソフト	市全域	魅力ある夜間景観づくり	全て
②国内外への京都の魅力発信					
7-2-1	総合企画局	ソフト	市全域	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	全て
…実施中事業					
…完了・休止中等事業					

新(7-28)

歴史的風致形成建造物指定候補一覧(2期)

<祈りと信仰のまち京都>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
1-8 (II-2)	八木仏具店		下京区珠数屋町324	昭和3年	本山と聖地 に見る歴史的 風致
1-9	となみ詰所		下京区高槻町361	大正4年	本山と聖地 に見る歴史的 風致
1-10	七味家本舗		東山区清水2-221	大正期	本山と聖地 に見る歴史的 風致
1-11 (II-14)	八木家(洛東静処)		東山区白川筋三条下 る梅宮町485	大正4年	祈りの場 に見る歴史的 風致
1-12	中堂寺福祉社		下京区中堂寺前田町 22番地10	昭和2年	祈りの場 に見る歴史的 風致
1-13 (II-68)	文子天満宮・神明神社		(文子天満宮) 下京 区間之町通花屋町下 る天神町400番地他 (神明神社) 下京区綾小路通東洞 院西入神明町245番 地10、246番地	(文子天満宮) 大正9年 (神明神社) 明治期	祈りの場 に見る歴史的 風致

旧(7-28)

歴史的風致形成建造物指定候補一覧(2期)

<祈りと信仰のまち京都>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
1-8 (II-2)	八木仏具店		下京区珠数屋町324	昭和3年	本山と聖地 に見る歴史的 風致
1-9	となみ詰所		下京区高槻町361	大正4年	本山と聖地 に見る歴史的 風致
1-10	七味家本舗		東山区清水2-221	大正期	本山と聖地 に見る歴史的 風致
1-11 (II-14)	八木家(洛東静処)		東山区白川筋三条下 る梅宮町485	大正4年	祈りの場 に見る歴史的 風致
1-12	中堂寺福祉社		下京区中堂寺前田町 22番地10	昭和2年	祈りの場 に見る歴史的 風致
1-13	文子天満宮・神明神社		(文子天満宮) 下京 区間之町通花屋町下 る天神町400番地他 (神明神社) 下京区綾小路通東洞 院西入神明町245番 地10、246番地	(文子天満宮) 大正9年 (神明神社) 明治期	祈りの場 に見る歴史的 風致

新 (7-29)

<暮らしに息づくハレとケのまち京都>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-1 (II-69)	恵美須神社		東山区大和大路通四 条下ル四丁目小松町 125	不詳 (鳥居に 文化3年の刻 銘)	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-2 (II-3)	今宮神社 (国登録、景観重要110)		北区紫野今宮町21、紫 野西野町33地先	明治35年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-3	一文字屋和輔 (景観重要051)		北区紫野今宮町69	江戸時代	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-4 (II-16)	栗田神社 (市指定)		東山区栗田口鍛冶町	文化2年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-5 (II-4)	若山邸		上京区武者小路町	江戸~明治	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-6	小結棚町会所 (市指定)		中京区小結棚町	慶應3年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-7	浄土院		左京区銀閣寺町30	享保17年再建	京都の年中 行事に見る 歴史的風致

旧 (2-29)

<暮らしに息づくハレとケのまち京都>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-1	恵美須神社		東山区大和大路通四 条下ル四丁目小松町 125	不詳 (鳥居に 文化3年の刻 銘)	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-2 (II-3)	今宮神社 (国登録、景観重要110)		北区紫野今宮町21、紫 野西野町33地先	明治35年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-3	一文字屋和輔 (景観重要051)		北区紫野今宮町69	江戸時代	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-4 (II-16)	栗田神社 (市指定)		東山区栗田口鍛冶町	文化2年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-5 (II-4)	若山邸		上京区武者小路町	江戸~明治	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-6	小結棚町会所 (市指定)		中京区小結棚町	慶應3年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-7	浄土院		左京区銀閣寺町30	享保17年再建	京都の年中 行事に見る 歴史的風致

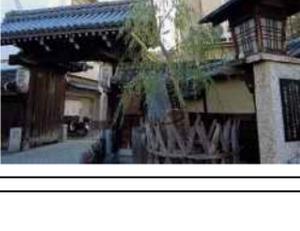
新(7-34)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-36 (II-49)	聚楽廻猪飼邸		中京区聚楽廻西町123番地	大正10年頃	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-37 (II-60)	さらさ西陣 (旧藤ノ森湯)		北区紫野東藤ノ森町11番地1	昭和5年	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-38	紫野・若宮神社		北区紫野雲林院町1番地	昭和5年 (移築)	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-39 (II-70)	上賀茂・岩佐家住宅		京都市北区上賀茂南大路町78番地	江戸時代後期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-40 (II-81)	旅館花屋		下京区仏光寺通西洞院西入木賊山町180-1	昭和初期以前	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-41 (II-80)	谷口・前田邸		右京区谷口園町19番地及び20番地	明治期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-42	醒ヶ井・住吉神社		下京区醒ヶ井通高辻下る住吉町481番地	明治32年	京都の年中行事に見る歴史的風致

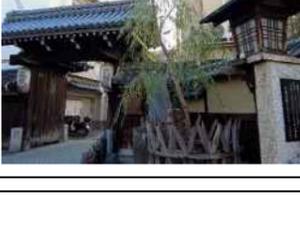
旧(7-34)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-36 (II-49)	聚楽廻猪飼邸		中京区聚楽廻西町123番地	大正10年頃	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-37 (II-60)	さらさ西陣 (旧藤ノ森湯)		北区紫野東藤ノ森町11番地1	昭和5年	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-38	紫野・若宮神社		北区紫野雲林院町1番地	昭和5年 (移築)	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-39	上賀茂・岩佐家住宅		京都市北区上賀茂南大路町78番地	江戸時代後期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-40	旅館花屋		下京区仏光寺通西洞院西入木賊山町180-1	昭和初期以前	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-41	谷口・前田邸		右京区谷口園町19番地及び20番地	明治期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-42	醒ヶ井・住吉神社		下京区醒ヶ井通高辻下る住吉町481番地	明治32年	京都の年中行事に見る歴史的風致

新(7-35)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-43	松ヶ崎・河村邸		京都市左京区松ヶ崎掘町53番地	江戸期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-44 (II-82)	井山邸		中京区富小路通姉小路 上る松下町126番地、128番	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-45 (II-83)	小倉邸		中京区小川通三条下 る狸々町118番地	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-46 (II-84)	藤源法衣店(加藤邸)		中京区六角麩屋町東 入八百屋町100番地及 び101番地	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-47 (II-85)	紫野・藤井邸		北区紫野上御所田町8 番地	昭和7年	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-48	笹屋町通・鎌田邸 (歴史意匠)		上京区笹屋町通六軒 町西入笹屋5丁目309	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-49	島原大門		京都市下京区中之町、 上之町	慶応3年	京都の年中行事に見る歴史的風致

旧(7-35)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-43	松ヶ崎・河村邸		京都市左京区松ヶ崎掘町53番地	江戸期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-44	井山邸		中京区富小路通姉小路 上る松下町126番地、128番	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-45	小倉邸		中京区小川通三条下 る狸々町118番地	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-46	加藤法衣店		中京区六角麩屋町東 入八百屋町100番地及 び101番地	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-47	紫野・藤井邸		北区紫野上御所田町8 番地	昭和7年	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-48	笹屋町通・鎌田邸 (歴史意匠)		上京区笹屋町通六軒 町西入笹屋5丁目309	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-49	島原大門		京都市下京区中之町、 上之町	慶応3年	京都の年中行事に見る歴史的風致

新 (7-36)

旧 (なし)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-50	總神社		北区紫竹西南町46	明治27年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-51	船鉦町会所		下京区船鉦町391-1	明治初期	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-52	池善ビル		下京区四条通小橋西 入真町58	大正15年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-53	香鳥屋 (歴史意匠)		東山区祇園町南側580	昭和元年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-54	井上邸 (歴史意匠)		東山区大和太路通四 条下る三丁目博多町 112	大正7年以前	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-55	堀邸 (歴史意匠)		中京区御幸町通御池 下る大文字町356	昭和初期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致

新 (7-40)

<ものづくり・商い・もてなし>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
3-22 (II-61)	西陣太田邸		上京区五辻通智恵光 院西入五辻町82	明治26年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-23 (II-50)	十四春旅館 (国登録、歴史意匠、 景観重要)		下京区諏訪町通松原 下ル弁財天町326	明治42年	商いに見る 歴史的風致
3-24 (II-51)	上七軒くろすけ (景観重要)		上京区真盛町699番地	文政11年	もてなしに 見る歴史的 風致
3-25 (II-71)	蘆山寺通・奥井邸 (歴史意匠)		上京区蘆山寺通千本 東入三丁目戌亥町151 番地	昭和2年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-26 (II-72)	千両ヶ辻・矢田邸 (華笑庵)		上京区上立売通浄福 寺東入聖天町5番地	昭和初期以前	ものづくり に見る歴史的 風致
3-27 (II-73)	薬師町町家		上京区大宮通今出川 下る薬師町234番地	明治10年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-28 (II-74)	山川邸 (旧山川織物)		上京区中筋通浄福寺 西中宮町298	昭和11年	ものづくり に見る歴史的 風致

旧 (7-39)

<ものづくり・商い・もてなし>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
3-22 (II-61)	西陣太田邸		上京区五辻通智恵光 院西入五辻町82	明治26年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-23 (II-50)	十四春旅館 (国登録、歴史意匠、 景観重要)		下京区諏訪町通松原 下ル弁財天町326	明治42年	商いに見る 歴史的風致
3-24 (II-51)	上七軒くろすけ (景観重要)		上京区真盛町699番地	文政11年	もてなしに 見る歴史的 風致
3-25	蘆山寺通・奥井邸 (歴史意匠)		上京区蘆山寺通千本 東入三丁目戌亥町151 番地	昭和2年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-26	千両ヶ辻・矢田邸 (華笑庵)		上京区上立売通浄福 寺東入聖天町5番地	昭和初期以前	ものづくり に見る歴史的 風致
3-27	薬師町町家		上京区大宮通今出川 下る薬師町234番地	明治10年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-28	山川邸 (旧山川織物)		上京区中筋通浄福寺 西中宮町298	昭和11年	ものづくり に見る歴史的 風致

新(7-41)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
3-29	加納幸		上京区上立売通堀川 東入ル堀之上町20番地	昭和2年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-30 (II-87)	佐々木家住宅		上京区上立売通大宮 東入下る藤木町783番地1	江戸後期	商いに見る 歴史的風致
3-31 (II-86)	阿倉染工		下京区中堂寺北町19 番地	昭和6年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-32	横井邸		上京区上立売通浄福 寺西入上る真倉町738	明治末期	ものづくり に見る歴史的 風致
3-33	藤井紋		中京区新町通六角下 る六角町365	明治44年	商いに見る 歴史的風致

旧(7-40)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
3-29	加納幸		上京区上立売通堀川 東入ル堀之上町20番地	昭和2年	ものづくり に見る歴史的 風致
3-30	佐々木家住宅		上京区上立売通大宮 東入下る藤木町783番地1	江戸後期	商いに見る 歴史的風致
3-31	阿倉染工		下京区中堂寺北町19 番地	昭和6年	ものづくり に見る歴史的 風致

新 (7-43)

<文化・芸術>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
4-8 (II-12)	竹影堂		中京区押小路通麩屋 町東入橋町621	明治31年以前	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-9 (II-30)	貝葉書院 (河村邸)		中京区二条通河原町 東入樋之口町462番地、461番地2	明治5年	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-10 (II-43)	岡墨光堂 (景観重要)		中京区富小路通三条 上ル	大正12年	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-11 (II-52)	瑞光寺		伏見深草坊町4	寶歴12年 (1762)	文化・芸術に見る歴史的風致
4-12 (II-88)	旧里見邸		中京区堺町通姉小路 南入大阪材木町688番地	大正期	文化・芸術に見る歴史的風致
4-13	速水滌源居 (歴史意匠)		北区平野鳥居前町79	昭和27年	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-14	北村徳齋帛紗店 (歴史意匠)		上京区寺之内堀川西 入東西町414	明治期	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致

旧 (7-42)

<文化・芸術>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
4-8 (II-12)	竹影堂		中京区押小路通麩屋 町東入橋町621	明治31年以前	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-9 (II-30)	貝葉書院 (河村邸)		中京区二条通河原町 東入樋之口町462番地、461番地2	明治5年	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-10 (II-43)	岡墨光堂 (景観重要)		中京区富小路通三条 上ル	大正12年	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-11 (II-52)	瑞光寺		伏見深草坊町4	寶歴12年 (1762)	文化・芸術に見る歴史的風致
4-12	高村邸		中京区堺町通姉小路 南入大阪材木町688番地	大正期	文化・芸術に見る歴史的風致

新 (7-44)

旧 (なし)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
4-15	北村邸 (歴史意匠)		上京区堀川通寺之内 下る竹屋町578	明治期	京の伝統文 化を彩る芸 術に見る歴 史的風致

新 (7-47)

<伝統と進取>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
5-15 (II-22)	竹中庵		左京区岡崎円勝寺町 56番地	大正期	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-16 (II-21)	去風洞		左京区浄土寺馬場町 35	大正15年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-17 (II-23)	岡崎井口邸		左京区岡崎円勝寺町 91番47	大正15年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-18 (II-26)	京都府立医科大学 基督教青年会橋井寮		左京区吉田牛ノ宮町 23	大正3年	大学のまち 京都・学生 のまち京都 における自由 な気風の継 承
5-19 (II-44)	若王子服部邸及び借家		京都市左京区若王子 町26他	明治4年頃	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-20	京都麻絲		山科区竹鼻外田町22	昭和27年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-21	駒井家住宅		左京区北白川伊織町 64	昭和2年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致

旧 (7-45)

<伝統と進取>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
5-15 (II-22)	竹中庵		左京区岡崎円勝寺町 56番地	大正期	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-16 (II-21)	去風洞		左京区浄土寺馬場町 35	大正15年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-17 (II-23)	岡崎井口邸		左京区岡崎円勝寺町 91番47	大正15年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-18 (II-26)	京都府立医科大学 基督教青年会橋井寮		左京区吉田牛ノ宮町 23	大正3年	大学のまち 京都・学生 のまち京都 における自由 な気風の継 承
5-19 (II-44)	若王子服部邸及び借家		京都市左京区若王子 町26他	明治4年頃	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-20	京都麻絲		山科区竹鼻外田町22	昭和27年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致

新 (7-49)

<京の街道とその周辺>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
6-8	奥田邸 (奥田家住宅) (景観重要100)		山科区西野山階町 36-1、36-2、36-3、 37-1、38-1	明和6年以前	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-9 (II-75)	三之宮神社・八幡宮	 三之宮神社 川田八幡宮	(三之宮神社) 山科区東野八反畑町 60 (八幡宮) 山科区川田前畑町14	(三之宮神社) 慶長18年 (八幡宮) 明治37年	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-10 (II-6)	岩屋寺		山科区西野山桜ノ馬 場町96	嘉永7年	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-11	大石神社		山科区西野山桜ノ馬 場町116	昭和10年	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-12	下村邸 (下村家住宅) (国登録、景観重要020)		伏見区醍醐落保町53	江戸後期	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-13 (II-63)	本町旧原米穀店		東山区本町17丁目 339-3	明治後期	京街道と京 の七口に見 る歴史的風 致
6-14 (II-64)	本町通今邑邸		伏見区深草本町10丁 目150番地	江戸後期	京街道と京 の七口に見 る歴史的風 致

旧 (7-47)

<京の街道とその周辺>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
6-8	奥田邸 (奥田家住宅) (景観重要100)		山科区西野山階町 36-1、36-2、36-3、 37-1、38-1	明和6年以前	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-9	三之宮神社・八幡宮	 三之宮神社 川田八幡宮	(三之宮神社) 山科区東野八反畑町 60 (八幡宮) 山科区川田前畑町14	(三之宮神社) 慶長18年 (八幡宮) 明治37年	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-10 (II-6)	岩屋寺		山科区西野山桜ノ馬 場町96	嘉永7年	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-11	大石神社		山科区西野山桜ノ馬 場町116	昭和10年	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-12	下村邸 (下村家住宅) (国登録、景観重要020)		伏見区醍醐落保町53	江戸後期	旧街道でつ ながる山科 盆地の祭り に見る歴史 的風致
6-13 (II-63)	本町旧原米穀店		東山区本町17丁目 339-3	明治後期	京街道と京 の七口に見 る歴史的風 致
6-14 (II-64)	本町通今邑邸		伏見区深草本町10丁 目150番地	江戸後期	京街道と京 の七口に見 る歴史的風 致

新 (7-51)

<水・土・緑>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-1	高瀬川		中京区、下京区、南区、東山区、伏見区	慶長19年	京の水辺に見る歴史的風致
7-2 (II-7.9)	三条大橋		東山区大橋町	天正18年	京の水辺に見る歴史的風致
7-3	渡月橋		右京区嵯峨中ノ島町	昭和9年	京の水辺に見る歴史的風致
7-4	車折神社		右京区嵯峨朝日町23	宝暦2年	京の水辺に見る歴史的風致
7-5	月桂冠大倉記念館		伏見区南浜町247	明治42年	京の水辺に見る歴史的風致
7-6 (II-7)	東山酒造		伏見区塩屋町228	昭和8年以前	京の水辺に見る歴史的風致
7-7	伏見城石垣 (市登録史跡)		伏見区桃山町伊庭(桃山東小学校内)	慶長2年	京の水辺に見る歴史的風致

旧 (7-49)

<水・土・緑>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-1	高瀬川		中京区、下京区、南区、東山区、伏見区	慶長19年	京の水辺に見る歴史的風致
7-2	三条大橋		東山区大橋町	天正18年	京の水辺に見る歴史的風致
7-3	渡月橋		右京区嵯峨中ノ島町	昭和9年	京の水辺に見る歴史的風致
7-4	車折神社		右京区嵯峨朝日町23	宝暦2年	京の水辺に見る歴史的風致
7-5	月桂冠大倉記念館		伏見区南浜町247	明治42年	京の水辺に見る歴史的風致
7-6 (II-7)	東山酒造		伏見区塩屋町228	昭和8年以前	京の水辺に見る歴史的風致
7-7	伏見城石垣 (市登録史跡)		伏見区桃山町伊庭(桃山東小学校内)	慶長2年	京の水辺に見る歴史的風致

新 (7-54)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-22 (II-62)	旧近清酒店		中京区木屋町通四条 上る二丁目下樵木町 206	明治12年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-24	木屋町路地町家		中京区木屋町通四条 上る二丁目下樵木町 208、208-1	明治12年以前	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-24 (II-54)	京料理ちもと		下京区西石垣通四条 下る齋藤町140-5	昭和7年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-25 (II-65)	嵐山保勝会会所		右京区嵯峨天竜寺芒 ノ馬場町40	昭和20年以前	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-26 (II-66)	伏見清山邸		伏見区東組町691	明治20年	山や野に見 る歴史的風 致
7-27 (II-67)	大將軍松井邸		北区大將軍西町112	大正期	山や野に見 る歴史的風 致
7-28 (II-76)	山本本家 (酒蔵)		伏見区上油掛町190番 地	昭和2年	京の水辺に 見る歴史的 風致

旧 (7-52)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-22 (II-62)	旧近清酒店		中京区木屋町通四条 上る二丁目下樵木町 206	明治12年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-24	木屋町路地町家		中京区木屋町通四条 上る二丁目下樵木町 208、208-1	明治12年以前	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-24 (II-54)	京料理ちもと		下京区西石垣通四条 下る齋藤町140-5	昭和7年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-25 (II-65)	嵐山保勝会会所		右京区嵯峨天竜寺芒 ノ馬場町40	昭和20年以前	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-26 (II-66)	伏見清山邸		伏見区東組町691	明治20年	山や野に見 る歴史的風 致
7-27 (II-67)	大將軍松井邸		北区大將軍西町112	大正期	山や野に見 る歴史的風 致
7-28 (II-76)	山本本家 (酒蔵)		伏見区上油掛町190番 地	昭和2年	京の水辺に 見る歴史的 風致

新 (7-55)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-29	山本本家 (住居)		上油掛町36番地	昭和初期	京の水辺に見る歴史的風致
7-30	山本本家 (社屋)		上油掛町36番地1	昭和初期	京の水辺に見る歴史的風致
7-31 (II-89)	伏見・藤井邸		伏見区石屋町526番地	昭和25年	京の水辺に見る歴史的風致
7-32 (II-77)	淀・浮田邸		伏見区淀美豆町176番地	明治23年	京の水辺に見る歴史的風致
7-33 (II-78)	久我・辻邸		伏見区久我石原町1番5	江戸時代末	京の水辺に見る歴史的風致
7-34	東九条・田中邸		南区東九条東札辻町11	明治17年以前	山や野に見る歴史的風致
7-35	九条通・伊藤邸		南区四ツ塚町55	昭和6年	山や野に見る歴史的風致

旧 (7-53)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-29	山本本家 (住居)		上油掛町36番地	昭和初期	京の水辺に見る歴史的風致
7-30	山本本家 (社屋)		上油掛町36番地1	昭和初期	京の水辺に見る歴史的風致
7-31	伏見・藤井邸		伏見区石屋町526番地	昭和25年	京の水辺に見る歴史的風致
7-32	淀・浮田邸		伏見区淀美豆町176番地	明治23年	京の水辺に見る歴史的風致
7-33	久我・辻邸		伏見区久我石原町1番5	江戸時代末	京の水辺に見る歴史的風致

新 (7-56)

旧 (なし)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-36	七条通・中村邸		下京区七条通猪熊東 入西八百屋町155	大正2年	山や野に見 る歴史的風 致

新 (7-57)

指定候補追加 15 件

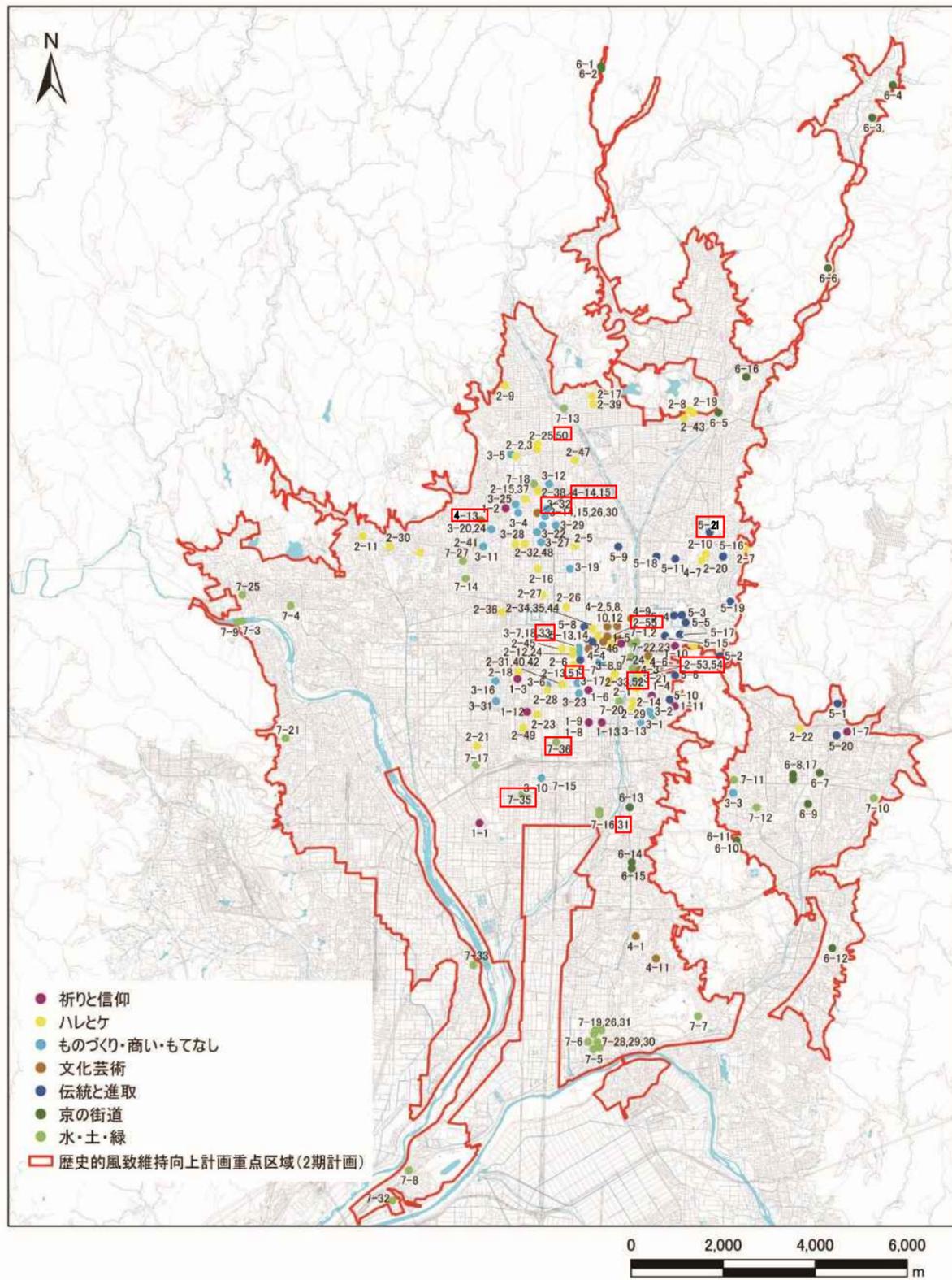


図 7-2 歴史的風致形成建造物(第 2 期) 指定候補の分布

旧 (7-54)

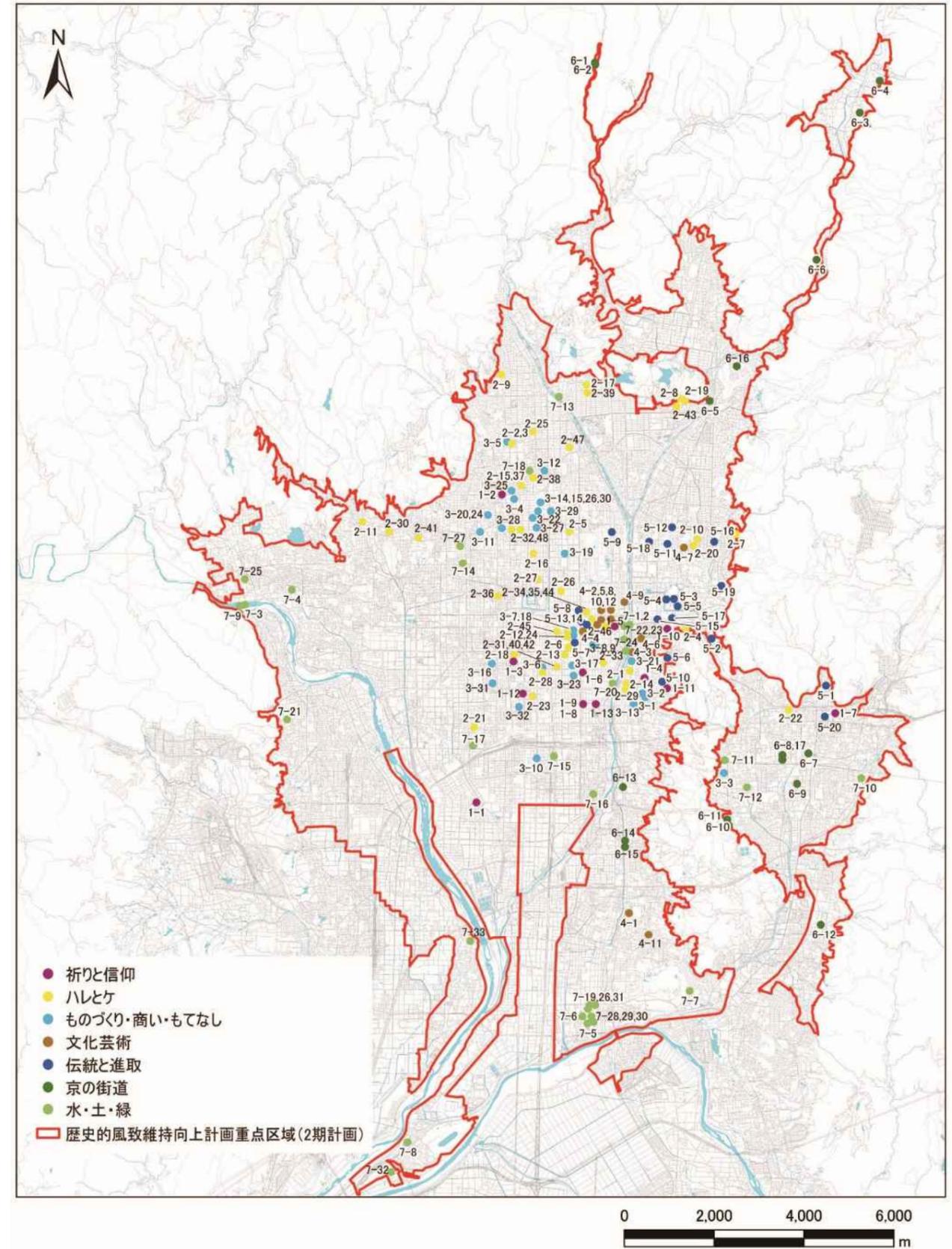


図 7-2 歴史的風致形成建造物(第 2 期) 指定候補の分布

新（資料編）

旧（資料編）

・新規指定建造物の追加

【新規追加】

別表 1－1 国宝・重要文化財（建造物）

221	重要文化財	對龍山莊主屋	左京区南禅寺福地町 22 番地 1	令 6.8.15
	重要文化財	對龍山莊北土蔵	左京区南禅寺福地町 22 番地 1	令 6.8.15
	重要文化財	對龍山莊南土蔵	左京区南禅寺福地町 22 番地 1	令 6.8.15
	重要文化財	對龍山莊表門	左京区南禅寺福地町 22 番地 1	令 6.8.15

別表 1－7 国登録文化財（建造物）

444	国登録有形文化財	旧京都府警察本部本館（文化庁京都庁舎本館）	上京区下長者町通新町西入藪之内町 85-4	令 6.3.6
445	国登録有形文化財	旧井関家住宅（青柳家住宅）主屋	上京区寺之内通大宮西入大猪熊町 75	令 6.3.6
446	国登録有形文化財	東福寺本堂	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
447	国登録有形文化財	東福寺方丈	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
448	国登録有形文化財	東福寺通天台	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
449	国登録有形文化財	東福寺庫裏	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
450	国登録有形文化財	東福寺恩賜門	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
451	国登録有形文化財	東福寺唐門	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
452	国登録有形文化財	東福寺方丈築地塀	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
453	国登録有形文化財	東福寺通天橋	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
454	国登録有形文化財	東福寺通天橋北歩廊	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
455	国登録有形文化財	東福寺通天橋南歩廊	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6
456	国登録有形文化財	東福寺通霄門	東山区本町十五丁目 778	令 6.3.6

別表 3－1 市指定・登録文化財（建造物）

41	市指定有形文化財	西明寺客殿	右京区梅ヶ畑槇尾町	令 6.3.31
		西明寺経蔵	右京区梅ヶ畑槇尾町	令 6.3.31
		西明寺鐘楼	右京区梅ヶ畑槇尾町	令 6.3.31
		西明寺鎮守社本殿	右京区梅ヶ畑槇尾町	令 6.3.31

別表 4－3 景観重要建造物

128	景観重要建造物	秦家住宅	下京区	令 6
129	景観重要建造物	嶋臺	中京区	令 6
130	景観重要建造物	旧近清酒店	中京区	令 6
131	景観重要建造物	岩佐家住宅	北区	令 6